

季刊

労働総研

クォーターリー

2001年冬季号

No.41

経済動向（景気の現局面を考える）

米田 康彦

特集 社会保障後退と労働者生活の悪化

年金改悪と401K

庄司 博一

医療改悪のねらいと概要

相野谷安孝

労働者・高齢者と介護産業界から見直しを

迫られる介護保険制度 山本 敏貢

国際・国内動向

良いニュースだが、なお問題が

—低賃金研究所報告—

宇和川 邁 訳

「見える手——社会開発に責任を負う」

宮前 忠夫

「男女雇用機会均等対策基本方針」の民主的活用

大塚 明子

書評

李捷生著『中国「国営企業」の経営と労使関係』

座間 紘一

伍賀一道著『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』

松丸 和夫

新刊紹介

戸木田嘉久著『労働組合の原点』

草島 和幸

浅井春夫著『新自由主義と非福祉国家への道

—社会福祉基礎構造改革のねらいとゆくえ—

石川 芳子

細川汀著『かけがえのない生命よ』

池田 寛

資料集

吉岡古典・新原昭治 一編

【A5判・上製】864頁・本体9500円(税別)〒520

20世紀の 戦争と 平和



新しい世紀の平和と進歩の力として 役立つ豊富な教訓を集成!

戦争の違法化が明確になるなど、「進歩の世紀」であった20世紀。

アメリカの核戦争体制に深く組みこまれた戦後日本のあゆみと現状。

本書は、最近の周辺事態法、朝鮮問題のペリー報告、NPT再検討会議文書にいたるまでの、21世紀にむけて日本と世界の平和と安全保障を考える上で欠かせない条約、宣言、決議、法律、報告書など、210余点の歴史的文書を網羅。

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| ◆第1章 第一次世界大戦後の世界政治の変化と国際法の発展 | ◆第7章 旧ガイドラインと周辺海域防衛 |
| ◆第2章 国際連合と第二次世界大戦後の国際法の展開 | ◆第8章 ワルシャワ条約機構解体と軍事同盟 |
| ◆第3章 日本のポツダム宣言受諾と連合国軍の対日政策 | ◆第9章 湾岸戦争と日本 |
| ◆第4章 冷戦開始期のアメリカの世界戦略、対日政策の変化 | ◆第10章 朝鮮半島、台湾とアメリカ |
| ◆第5章 サンフランシスコ体制と日米軍事同盟 | ◆第11章 日米安保共同宣言と
新ガイドライン・周辺事態法 |
| ◆第6章 60年安保改定と核隠し沖縄返還 | ◆第12章 軍縮・核兵器廃絶をめざして |

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 **新日本出版社** ☎03(3423)8402(営)

労働総研クォーター

第41号（2001年冬季号）



目 次

● 経済動向（景気現局面を考える）	米田 康彦	2			
特集 ● 社会保障後退と労働者生活の悪化					
■ 年金改悪と401K	庄司 博一	9			
■ 医療改悪のねらいと概要	相野谷安孝	18			
■ 労働者・高齢者と介護産業界から見直しを迫られる介護保険制度	山本 敏貢	25			
国際・国内動向					
■ 良いニュースだが、なお問題が一低賃金研究所報告—	宇和川 邁 訳	32			
■ 「見える手——社会開発に責任を負う」	宮前 忠夫	35			
■ 「男女雇用機会均等対策基本方針」の民主的活用	大塚 明子	37			
書 評 ● 李捷生著『中国「国営企業」の経営と労使関係」			座間 紘一	40	
● 伍賀一道著「雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業」	松丸 和夫	42			
新刊紹介 ● 戸木田嘉久著『労働組合の原点』草島 和幸			● 浅井春夫著「新自由主義と非福祉国家	44	
への道—社会福祉基礎構造改革のねらいとゆくえ」石川 芳子			● 細川汀著「かけがえの		
ない生命よ」池田 寛					
● 次号予告			31	● 編集後記	46

経済動向（景気の現局面を考える）

米田 康彦

1. はじめに

経済動向の分析の目標は、通常、景気循環の現局面を明らかにすることにある。だが単に景気動向がどのようなものであるかとか、投資をどのようにするべきか、といったたぐいのことが問題であるはずはない。そうではなくて、労働者階級の生活と運動にとって現在の景気動向がどのような影響を与えるか、また闘いの方向としてどのような問題を提起するべきか、という政策・方針決定のための資料が必要なのである。この課題を十分に念頭におきながら分析を進める必要がある。

現在の景気局面は不況末期から回復への移行期にあると考えられるが、通常の景気循環のみでは捉えられない。問題は、日本の経済構造がどのように転換しつつあるか、それと景気循環とがどのように密接に絡み合っているか、ということである。

まず次節で景気循環の現局面についてある程度資料に基づいて解明し、ついで第3・第4節で戦後日本の経済構造が支配層自身の手によって大きく転換しつつあること、そのために単に景気循環分析を行うだけでは、不十分になっていると判断されることを明らかにしよう。

なお政府統計についてその調査方法、概念の定義その他について批判的に検討しなければならないことはいうまでもないが、同一の調査方法と定義に基づいて継続的に統計結果が得られている場合に、各種の経済要因の変動について

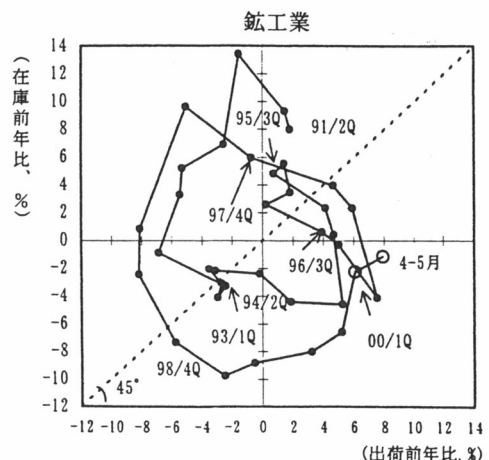
は傾向を示すものと考えて、ここでは統計そのものを吟味の対象としていない。

2. 現在の景気局面

（1）在庫循環

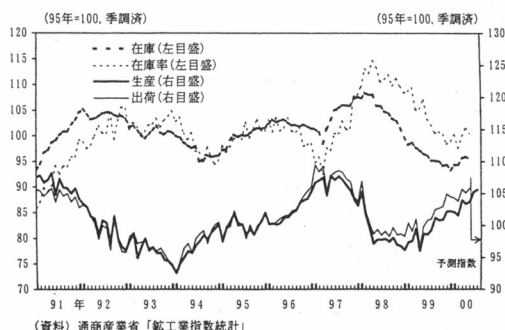
在庫循環の側面から見ると、ほぼ99年第14半期を境として回復局面に入り、現在は在庫積み増し局面に到達している（図1．在庫循環、図2．鉱工業生産・出荷・在庫）。またこの間の景気判断DIによっても、7月の一致指数が連続15ヶ月上昇するなど類似の見方ができる。ただしDI先行指標が一時50%を割り込み、遅行指数が低迷するなど、後述するように今回の景気回復過程の複雑さを示している。

図1．在庫循環



日本銀行調査月報 2000年8月号

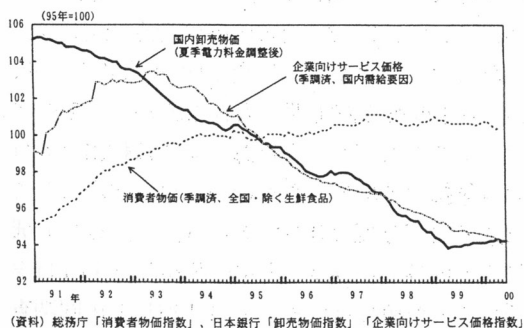
図2. 鉱工業生産・出荷・在庫



(2) 物価・金利動向

物価については原油価格の国際的上昇が影響する懸念は今後残るものの、現時点で見ると長くマイナスを続けていた国内卸売物価が小幅ながらプラスに転じた。消費者物価は97年の消費税2%引き上げの影響でほぼ一年にわたって対前年比で上昇した以降は、よわ含み横ばいである(図3. 物価水準)。このことが、日本銀行が1999年2月以来継続してきたいわゆるゼロ金利政策を2000年8月に解除した背景1となっている(ただしGDPデフレーターは引き続きマイナスである)。この新しい状況のもとで、金利は短期金利が約0.25%、長期金利が約1.99%と若干上昇しているが、日銀としてはこれまでの

図3. 物価水準



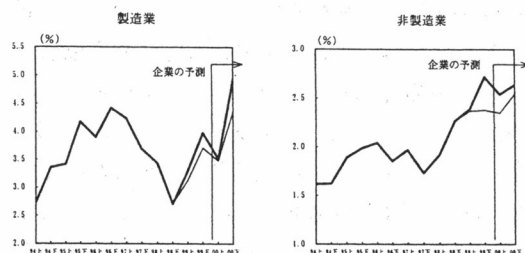
金融緩和から政策方向を転換したわけではないと説明しており、金利水準が大幅に上昇する状況ではない。金融政策にとっての問題は、マネタリーベースでの供給が、必ずしもマネーサプライに反映しないことであり、この点はいわゆる「流動性のワナ」に陥っていると見ることができる。それだけに金利政策の正常な運営が可能となるように、ゼロ金利を早急に解除しなかったものと判断される。ただし今後の問題として今年度後半に大型の補正予算が組まれ、国債が発行されることになると、長期金利が上昇する可能性²が生まれてくる。

(3) 企業の利益動向

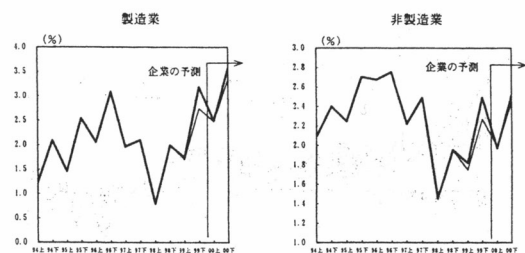
他方、企業の利益動向を見ると、明らかに増益方向が出ている(図4. 売上高経常利益率)。ところで、ここでの問題は従来の不況過程では労働分配率が上昇し、景気回復によって労働分

図4. 売上高経常利益率

(1) 大企業



(2) 中小企業

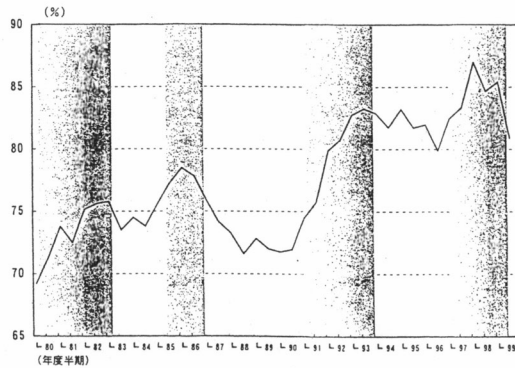


(注) 細線は2000年3月短期見通し。

(資料) 日本銀行「企業短期経済観測調査」

経済動向(景気の現局面を考える)

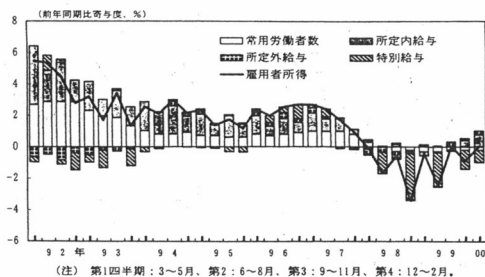
図5. 労働分配率



(注) 1. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益)
2. 法人季報・全規模全産業ベース。
3. シェドは景気後退局面。

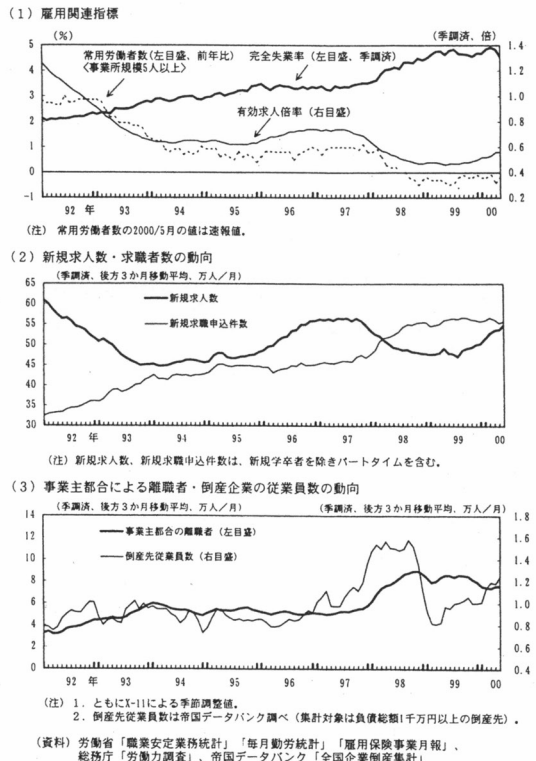
配率が低下するのであるが、今回は不況の中で労働分配率が低下し(図5. 労働分配率)、そうしたことを背景として増益が生まれていることである。とするならば、単純に利益増加傾向が景気回復を示すとは言いがたい状況にあるということになる。これは後に検討するが97年以降の不況過程で企業のリストラクチャリング(という名のもとに行われた人員整理)が徹底して進められたことを意味している。このことは雇用者所得推移(図6. 雇用者所得)や労働需給(図7. 労働需給)に端的に示されているところである。こうした「リストラクチャリング」にもかかわらず企業の雇用過剰感がまだ存在する(図8. 雇用の過不足)が、このことはまた

図6. 雇用者所得



(資料) 労働省「毎月勤労統計」

図7. 労働需給

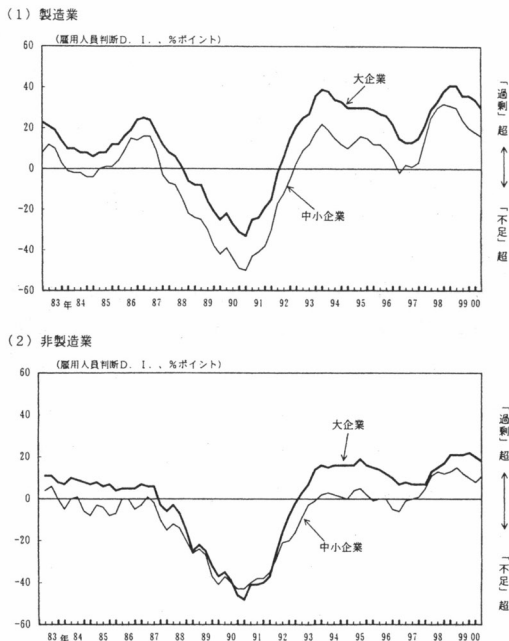


今回の景気回復過程に特殊な様相を与えるものとなっている。

(4) 景気回復の要因分析

こうした景気回復の要因を、2000年第2四半期におけるGDPの各要素別に見ると、公的需要が4半期ぶりに大幅な増加を示したこと、民間需要の中で個人消費が増加(前期比1.1%)したことで、2四半期連続で増加となった。これに対して民間設備投資は99年第4四半期、2000年度第1四半期の大幅な増から一転してマイナスとなった。また海外需要は輸出が海外の景気拡大で増加したものの、輸入が増大したため外需寄与度は0%である(図9. GDP成長率と内外需寄与度、日本経済新聞9月11日夕刊)。この数値はそれぞれの需要項目で民間調査

図8. 雇用の過不足



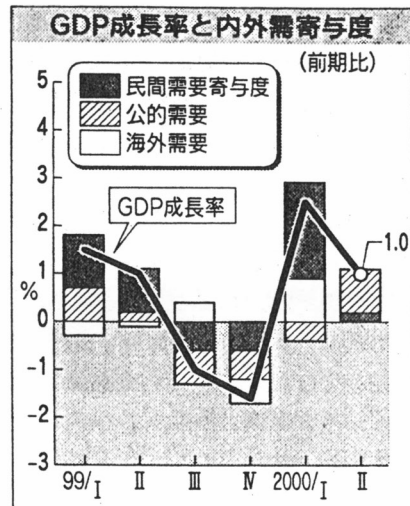
(注) 98/12月調査までは調査対象企業見直し前の旧ベース、99/3月調査からは新ベース。
(資料) 日本銀行「企業短期経済観測調査」

機関予測を上回っており、こうした傾向が定着するの否かをめぐって意見の相違を生み出している。

今後について予測すると、公的需要は補正予算による支出額が小さいとすると季節的に減少時期に入る。他方で民間設備投資予測は、大企業を中心として、いわゆるIT投資を軸に拡大すると判断される。とはいえ、機械受注(船舶・電力を除く)および建築着工面積を見ると89-90年および96年という前回のピークレベルには程遠く、今後の展望はまだ判断しがたい³といわざるを得ない。しかも中小企業についてみれば投資意欲も弱く、金融機関の融資態度も「貸し渋り」が継続している状況である。

さらに消費需要の増加は、これまで3四半期にわたって低迷してきた(2000年第1四半期の上昇は「うるう年効果」が約1%あるので実質横ばい)ものが上昇に転じたことになるが、

図9. GDP成長率と内外需寄与度



完全失業率の高止まりや企業倒産の高水準などを考慮すると、不況末期という事態を脱出したかどうか判然としない。

こうした状況を受けて、すでに指摘したようにエコノミストの中でも景気が民間需要を中心とした「自律回復」に向かっているかどうか、意見が分かれている。

(5) 景気回復と成長

エコノミストの間での論点は次の二つである。ひとつは今回の回復基調が、公共投資や超金融緩和によるもので、設備投資あるいは個人消費の回復を契機とする「自律回復」に入っているかどうか、という問題であり、もうひとつは仮に「自律回復」に向かっているとしても、成長率が十分に高いものであるかどうか、ということである。両者の問題は実は連動しているのだが、ここで特に後者の点について触れておくと、民間需要の中で最大の項目を占める消費需要について見ると、平均消費性向の低下と家計可処分所得の低迷との両者が、ここ兩年の消費低迷の原因であるとされてきた。その消費が若干上昇に転じているが、確かに通信関連支出(コン

経済動向(景気の現局面を考える)

ピュータ関連機器および通信費)の増大には顕著なものがあるものの、旅行需要、自動車その他電子機器以外の耐久消費財購買意欲回復は弱く、被服・食料費その他については低迷しており、さらに重要なことは消費の階層別分化がおこっていること(日本経済新聞9月16日づけ)である。

また、設備投資についてもすでに指摘したように工作機械受注統計は上昇しており、また確かに製造業を中心としてIT関連投資は拡大を見せているが、非製造業においては設備投資の拡大は顕著ではない。そこで問題は、なぜこうした事態が生じているのか、この事態は今後も継続するのか、ということについての判断である。

3. 景気循環と構造問題

このように今回の景気回復過程はかなり特殊な特徴をもっている。つまり短期的に見た景気局面が不況末期から回復への移行期にあることはおそらく大方の意見が一致するが、しかしなお(ア)自律的回復軌道に入ったか、それとも場合によってはふたたび景気低迷に「後戻り」するか、(イ)景気回復に向かうとしても、そこでの成長率がどの程度期待できるのか、(ウ)この間財政政策(2000年度末に中央・地方政府債務残高645兆円予定)においても金融政策(超低金利政策=公定歩合0.5%、短期金利0%)においても、通常の政策レベルを超えた政策がとられてきた。今後こうした政策をどのように、またどういったタイミングで修正していくか、など多くの重要な点について論議が交わされている。特に景気回復を目標とした政策体系と、「財政再建」を目指した政策体系とがトレードオフ関係にあると認識され、前者から後者への転轍を如何に行うか、が重要な論点となっている。

これらの諸問題は、今回の景気変動を単なる循環的なものとしてだけでなく、構造的な転換を含むものとして捉えることの必要性を物語っ

ている。そこで今回の不況の特徴を構造的諸要因とかかわらせながら検討しておくこととしよう。

(1) 今次不況の持続性について

今回の不況を「平成不況」ととらえ、「失われた十年」と呼ぶこともされている。確かにバブル崩壊後の「金融不安」が今次不況過程の「通奏低音」をなし、この処理が遅きに失したために問題を加重させたという意味では、10年間を不況と捉える見方に一定の根拠はある⁴。しかしながらこのプロセスを見れば、明らかに94～96年前後に景気回復過程を観察することができる⁵。したがって全体を「平成不況」と見るとしてもそれを前後二つの時期に区分することが可能である。

その中でも特に後半、すなわち1997年春以降の時期についていえば、次のようないくつかの事柄が引き続いて起こったことが極めて深刻な不況の要因となった。それらは(a)橋本内閣が97年4月以降に進めた国民取奪路線(消費税増税、健康保険負担増徴、社会保障削減)による「財政再建」政策、(b)97年秋のアジア通貨危機(それは翌98年春のロシア金融危機まで連動する)、(c)97年秋の大規模金融機関の不良債権問題顕在化、である。

したがって以上の限りでも90年代を通じる「金融不安」および97年以後の「財政再建」の両者が、今回の不況に独特の質を与えたことは否定できない。

(2) 日本経済の構造転換

問題はしかし以上にはとどまらない。ここ数年日本経済の構造的変化が確実に進行しており、そのことが景気と密接に関連している。それらは、民間企業のリストラクチャリングという名のもとで行われる人員整理と賃金切り下げであり、関連会社・下請け企業の切り捨てであり、これまでの企業グループ再編である。こうして

従来日本の大経営が誇ってきた「日本的経営」スタイル⁶が放棄されている。こうして経済的にも広範な労働者を生活不安定に陥れると同時に、政治的にも支配体制の不安定を作り出している⁷。

こうした変化は民間大経営だけにとどまらない。官公庁での「民間活力」「規制緩和」「小さな政府」論などがそうであり、また金融機関のビッグバン＝再編成もそうである。戦後日本資本主義の基本構造が変化しつつあるといえる。もちろん、こうした変化はある側面では80年代後半のバブル経済が崩壊し、設備投資過剰が表面化した⁸ことへの、また政府の公共投資が有効性を減衰させていること⁹への対応である。

それでは日本経済はどうしてこうした状況になっているのだろうか。

4. 構造問題噴出の原因

こうした構造問題の噴出を、日本国内のみに限定した視角で捉えることはできない。長期的な視点はほぼ前掲井村喜代子『現代日本経済論』と共通しているが、ここではその根拠を80年代前半の日米経済関係を軸に考察しよう。1970年代にアメリカの金＝ドル交換停止、OPEC諸国の原油価格大幅引き上げを契機に、資本主義諸国は例外なく「物価上昇と不況の同時存在」、いわゆるスタグフレーションに陥った。この状況からいち早く脱出したのが日本であるが、その方法は折から開発されていたコンピュータ技術の民間産業部門への利用（FA化）を軸に、加工機械産業製品の対米輸出を基盤としたものであった。このようなアメリカへの『土砂降り輸出』ともいわれる日本の輸出は、アメリカにおけるレーガノミックスと応答的な体制を敷くものだった。しかしこの体制は、アメリカの債務国への転落を必至とするものであり、長期的に安定した路線ではありえない。そこに80年代後半になってプラザ合意を経て、構造的な日米経済摩擦（典型的には日米構造協議・日米包括協議）に至る路線が敷かれたのである。

こうして80年代後半以降の日本経済にとっての課題は、「内需拡大型経済構造」「国際協調型経済構造」の構築ということになる。ところで日本独占の利害とアメリカ独占の利害の妥協点（アメリカの利益を貫徹しながらの¹⁰）は、真の意味での「内需拡大型経済構造」構築ではなくて、日本経済に課せられる犠牲を、国民に、特に労働者・農民・零細企業・自営業者などに転嫁することである。そのことはこれまで日本独占の政治的支配を担当してきた自由民主党の社会的支持基盤を掘り崩すこと、労働運動の右翼的再編の基盤となってきた中堅サラリーマン層の解体に手をつけること、に他ならない。したがって90年代に入っていよいよ「55年体制」解体が進行することとなる。

なお、90年代後半には、情報化の中でグローバリズムが新しい問題として生まれている。このことについては別に検討したい。

5. 政策課題

（1）真の意味での「内需拡大型経済構造」創出に向けて

以上に見てきたように、現時点での日本経済の状態は、過去継続してきた輸出依存型経済構造を維持することができず、そこからの転換が基本的な課題となっている。ところが現在の支配層は、一面では新規産業（＝IT産業）に期待を寄せて「夢よう一度」という路線を選択するか、そうでなければ事態の困難性、つまり経済構造転換が政治・社会・経済全体にわたる根本的变化を意味することを把握しているものの、この変化とそれが生み出す矛盾を国民に転嫁していく路線を追求するものとして構想している。

しかしながらそうした方向が、国民諸階層との矛盾をより深刻にするものである以上、多様な形態での闘争が生じてくることとなろう。

これに対して真の意味での内需拡大路線をとることの意義は大きい。そのためには広がりつ

経済動向(景気の現局面を考える)

つある所得格差の縮小、社会保障・医療など生活内容の充実を行う必要がある。ここでは省略するが、こうした方向を採用することは同時に企業の利潤抑制¹¹を意味する。こうした方向はある程度の成長鈍化を考慮することを意味する。

それが持つ経済整合性(地球環境を含め)について、理論的にも実践的にも検討を深める必要があるだろう。こうした総合的展望を抜きに、今後の日本経済運営を考えることができなくなっていると思われる。¹²

- 1 すなわち、日本銀行としては国内卸売物価が下落している状況では、実質金利が高いので名目金利を引き下げると説明してきた。景気回復基調が明確になり、かつ物価が横ばいになったもとは、短期金利水準をある程度プラスにすることによって、金融政策の有効性を取り戻すことが重要と判断したということである。こうした日銀の決定に対して政府が強く抵抗したことは周知のとおりである。
- 2 さらに最近円高傾向が生まれているが、このことは市場が財政拡大による金利上昇を予測している(マンデル・フレミングモデルによる)という見方もある。
- 3 89-90年の設備投資は、バブル経済のもとの過大な需要見通しのもとで行われた典型的な過剰投資であり、特に素材産業においては現在にいたるまでその後遺症が残っている。
- 4 この時期を全体として「90年代大不況」と捉える考え方がある(井村喜代子『現代日本経済論[新版]』(有斐閣、2000)。しかしこの視角は通常の景気循環論としてのものではなく、より長期的・構造的かつ世界的視野からの分析であるので、改めて検討する必要がある。
- 5 橋本内閣によって行われた「財政再建」政策は、その評価は別としてこうした景気回復過程を踏まえて採用されたと考えられる。
- 6 「日本の経営」の内容として、これまで代表的なものとして挙げられてきたのは終身雇用(定年制)、年功序列賃金、企業内労働組合である。しかし現実にはそれはさまざまな形態をとってきたので、固定的に捉えることは危険である。しかしそれらが労働者間の競争と企業への忠誠心を動員する体制であったという点で共通項を持っている。それに加えて、企業間のあり方として広く関連会社・下請け企業を組織してきたこと、また株式持合いを含めた企業グループの形成ということをその特徴とすることができよう。
- 7 こうした状況を「戦後日本資本主義の再生産構造の解体」(二瓶敏)と呼ぶ考え方がある。こうした基調にたつて最近の産業構造を分析したものとして、増田寿男他編『現代日本の産業構造と動態』(新日本出版社)参照。
- 8 バブル経済は単に土地投機、株式投機だけではなく、超低金利を背景としたエクイティファイナンスを通じて得た低コスト資金を利用して、高度成長時代に匹敵するような設備投資が行われた。

- 9 公共投資乗数が以前の3ないし4から2前後にまで低下したといわれている。しかも地価高騰によって公共事業に占める土地価格が上昇したこと、有効な経済効果をもつ公共投資計画が枯渇し、二重・三重投資が行われるようになっている。
- 10 「米ソ冷戦」終結後のアメリカ政府の中で、日米経済摩擦を重要視して日本の経済構造転換を迫るグループ(いわゆる「修正主義」)と、日米安保体制維持を重視して、経済問題追及をそうした政治的枠組みの中で考慮しようというグループとの対立があるように見える。
- 11 利潤抑制について、ヨーロッパ特にスウェーデンの例(その失敗を含めて)を参考とすることができると思われる。
- 12 本稿執筆後、特に11~12月に生じた変化については触れることができなかった。

(よねだ やすひこ・会員・中央大学)

特集／社会保障後退と労働者生活の悪化

年金改悪と401K

庄司 博一

はじめに

介護保険制度の実施と公的年金の改悪は、今世紀末の社会保障改悪の大きな柱の一つであった。

年金の支給要件を改悪し、保険料率を引き上げ、給付水準を切り下げられれば、それは直ちに生活に大きな影響をもたらす。

1999年度改定で、公的年金が段階的にどのように改悪されることになっているかを再確認すること。また、第150回臨時国会に提出されている日本版401Kと来る通常国会に提出される予定の企業年金法の概要と問題点を明らかにし、取り組みの方向を検討することにした。

I 公的年金改悪の概要

1 2000年4月1日から実施

① 老齢基礎年金の満額年金は月額67,017円になった。厚生年金の定額部分の定額単価は1,625円が1,676円になった。

厚生年金の報酬比例部分の支給乗率は、1000分の10～1000分の7.5が、1000分の9.5～1000分の7.125に切り下げられた（給付水準の5%切り下げ）。

② 裁定後、65歳以降の年金額改定方式を物価スライドのみに改悪された（賃金スライド制は凍結）。

③ 学生本人の前年所得が68万円以下であれば、本人の申請によって在学中の保険料を後払にできる特例制度が創設された。ただし、10年以内に追納しなければならない。

④ 育児休業中の厚生年金保険料の事業主負担は免除されることになった。

2 2001年4月1日から実施

老齢基礎年金の繰り上げ支給の支給率は、60歳から58%～64歳から89%であったのが、60歳70%～64歳94%に改められた。

3 2000年10月1日から実施

厚生年金の標準報酬月額、最低1等級92,000円が98,000円に、最高等級590,000円が620,000円に引き上げられた。

4 2002年4月1日から実施

① 65歳以上でも70歳になるまでは厚生年金被保険者として年金制度に加入できるよう、適用が拡大される。

② 65歳以上70歳未満の在職者は、被保険者として保険料を支払う側に回ることになるので、これに伴って65歳台後半の在職老齢年金制度が新たに設けられる。この年の4月以後に65歳になる人から適用されるが、60歳前半の在職老齢年金より若干、支給停止の条件が緩和される。

③ 国民年金保険料に半額免除制度が導入される。自営業者等の第1号被保険者について、所得が一定以下の場合、保険料の半額が免除される。ただし、半額免除期間の老齢基礎年金は3分の2に計算される。

5 2003年4月から実施

ボーナスを含めた年収で保険料を徴収し、年金額に反映させる総報酬制が導入される。ボー

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

ナスの割合は月収の0.3とみている。総報酬制の導入に伴い、現行の保険料率1000分の173.5は1000分の135.8に引き下げられ、従来の特別保険料は廃止される。ボーナスについては、支給毎に150万円を上限にしている。

また、総報酬制の導入後は、報酬比例部分の支給乗率1000分の7.125は、1000分の5.481に換算される。

6 2004年4月1日から実施

総報酬制の導入に伴い、在職老齢年金の支給停止額の計算方法も改定される。

7 2013年4月1日から実施

① 1994年改定で、厚生年金の定額部分の支給開始年齢は、2001年度から段階的に、3年毎に1歳ずつ引き上げ、2012年度からは65歳支給になった。

② 2000年改定では、報酬比例部分の支給開始年齢を、2013年度から段階的に、3年毎に1歳ずつ引き上げ、2025年からは65歳支給になるよう改悪された。したがって、1965年4月2日以降生まれの男性、1966年4月2日以降生まれの女性は、65歳にならないと老齢厚生年金はもらえなくなった。

8 公布日から3カ月以内に実施

① 厚生年金基金については、厚生年金本体の改定に伴い、報酬比例部分の給付水準の切り下げ・支給開始年齢の引き上げ、60歳台後半の在職老齢年金や総報酬制の導入等に伴う所要の調整が行われる。

② また、厚生年金基金については、自主運用に関する資産規模規制の撤廃や運用対象資産の拡大など、資産運用・事業運営面で規制緩和が行われることになった。

③ 一定要件を満たしていれば、上場株式を基金として拠出できるようになった。

9 まとめ

現在40歳の人の場合、厚生年金の給付水準5%切り下げで100万円、報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げで500万円、賃金スライド制の凍結で400万円、計1,000万円生涯所得が減収になるという試算もある。20%の給付削減になる。

総報酬制の導入は、保険料は取り易いところから徴収し、国の負担を軽減するねらいがあり、他の社会保険にも影響する。総報酬制は低所得者と高所得者の年金額の格差を拡大することになる。

60歳台後半の在職老齢年金の導入は、支給開始年齢の引き下げ要求に逆行し、定年延長や高齢者の雇用保障が不安定な状況下で実施される。働き続ける限り、保険料は負担してもらうということである。

老齢基礎年金の繰り上げ支給について、支給率は改善された。学生の保険料追納制度など、一見改善されたように見えるのは、それまでの状況があまりひどかったということである。若干の改善部分と引き換えに、改悪によって労働者・国民が失う犠牲が大き過ぎる。

老齢基礎年金に対する国庫負担を2分の1に引き上げる時期はまだ確定していなし、その財源をどう調達するか論議も煮詰まっていない。総選挙対策もあって、保険料の引き上げは先送りされたが、国庫負担の引き上げが決まれば、凍結は解除される。凍結期間分を含めて大幅な保険料引き上げになってハネ返ってくる可能性が強い。国庫負担が引き上げられれば、それに見合っただけ保険料率を引き切り下げるのが筋である。

II 企業年金改悪の背景

1 運用利回りの低下

従来、わが国の年金は、積立金が5.5%（予定利率）で運用されることを前提にして、保険料を徴収し、年金の給付額を弾きだしてきた。しかし、長期わたる金利の低下で、運用実績は

予定利率を大きく下回っている。したがって、その間の「利差損」が累積している。

2 株価等の低落

厚生年金基金や税制適格退職年金の積立金については、安全性を確保するため、その運用に一定の規制を加えてきた。しかし、規制緩和の流れの中で、規制は徐々に緩和・撤廃され、最近是高利運用を目指し、株式や外債に投資する傾向が強まっている。年金資産の半分以上を株式に投資しているところもある。年金資産は時価で評価されるので、最近のように株価が15,000円を上下するような状況下で、多額の「評価損」を計上せざるを得なくなっている。外国の株式や債券に投資する割合を高めると、円高が続くと「為替差損」が発生する。

「利差損」や「評価損」等が発生しているというのは、約束した給付をまかなえない積立金不足が生じていることを示している。

3 新会計基準の導入

従来の企業会計の基準では、積立金不足の隠れ借金は表面化しなかった。しかし、2001年3月期決算から国際会計基準にならって新会計基準が適用されることになった。

新会計基準による新しい退職給付会計では、労使で支払いを約束した退職金や企業年金は、企業の退職給付債務とし、現時点でその支払いに備え、どれだけの資金を確保しなければならないかを明確にすることになった。今日まで退職金の支払いに充てるために留保してきた「退職給付引当金」や年金積立金の合計額がその額に満たないときは、その差額を貸借対照表の負債の項目に、「退職給付引当金」を計上しなければならないとなった。

企業の負債として「退職給付引当金」を計上することは、企業の格付け・信用に関わる重要な問題であり、今後の資金調達に大きな影響を与えるので、企業は引当金や積立金不足は早期

に解消する必要に迫られている。

III 日本版401K年金の登場

1 確定給付型年金と確定拠出型年金

わが国の公的年金、企業年金は、掛金を何年納めれば、いくら年金を支給すると約束をする確定給付型年金である。一方、企業は各人に対し、いくら掛金を負担するを決め、その運用は各人の自己責任というのが確定拠出型年金である。

財界や金融機関は、積立金不足が発生する確定給付型年金を、企業の責任と負担が免責になる確定拠出年金に切り替えるよう政府に圧力を加えてきた。その結果、登場してきたのが、確定拠出型の日本版401Kである。

2 アメリカの401Kの実態

日本版401Kは、アメリカで、貯蓄奨励のために税の優遇措置を受けて導入された401Kを真似たものである。401Kは、中小企業やベンチャー企業で導入されているが、アメリカでも基幹産業の大企業では確定給付型年金が主流で、余裕のある企業で両制度を併用しているところもある。また、401Kは、退職時に一時金を選択する人が多く、年金の役割を果たしていないという批判がある。

マスコミでは自主運用に成功した例が紹介されているが、自主運用に失敗し、元も子も無くしてしまったケースも多く、しばしば裁判沙汰になっているといわれている。

各人が自主運用する場合、金融機関等に支払う報酬や手数料が割高になり、コストが高くなるので、運用実績は確定給付型の方が有利になっているという政府統計もある。結構ずくめの話ばかりではない。

3 日本版401Kの特徴と仕組み

アメリカの場合、公務員等も含めた被用労働者を対象にしているが、わが国の場合、自営業

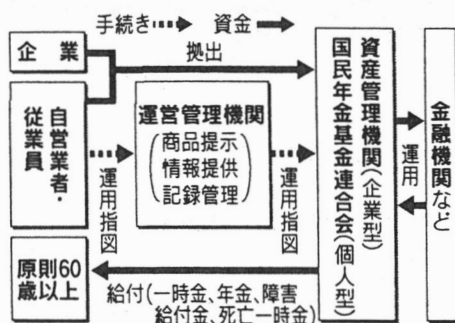
特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

者など国民年金の第1号被保険者にまで適用範囲を拡大しているのが特徴である。

アメリカでは企業の掛金負担に上乗せして、従業員が自主的に掛金を拠出することを認めているが、わが国ではそれは認められない。

日本版401Kは、企業型と個人型の2つの仕組みになっている。確定拠出型年金を導入しない企業の労働者個人や自営業者などは個人型に加入することになる。

図1 日本型401Kの手続きと資金の流れ



- (注) ① 資産管理機関は信託銀行、保険会社、厚生基金などから企業が選択
② 運営管理機関は業種規制なし。金融機関、一般企業、国民年金基金、厚生基金などを想定。個人型では郵便局も

運用商品

- 預貯金、有価証券(公社債、株式、投資信託など)、信託、保険商品
- 動産、不動産、金融先物、商品先物などは禁止

企業型の場合、各自の口座に振り込まれた掛金は、企業が選任した「運営管理機関」（主に銀行、保険会社、証券会社など）で記録・管理され、「運営管理機関」は各自の指図に基づいて、その運用を「資産管理機関」（信託銀行、保険会社、厚生年金基金など）に指図することになっている（図1）。また、「運営管理機関」は、加入者に推奨する投資商品を提供し、啓蒙・教育を行うことになっている。企業がこの「運営管理機関」になることもできる。

個人型の場合は、各自が国民年金基金連合会に加入を申し込み、国民年金基金連合会が管理・運営に当たることになっている。

表1 401Kの対象者と免税になる拠出限度額

区分	拠出金の負担者	対象者…（ ）内は国民年金の加入者区分	拠出限度額
企業型年金	企業のみ	60歳未満の企業の従業員（第2号被保険者） 厚生年金基金、適格退職年金等に参加していない者	年43万2千円 (月3万6千円)
	企業のみ	同上 厚生年金基金、適格退職年金等に参加している者	年21万6千円 (月1万8千円)
個人型年金	加入者のみ	同上 厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金の企業型年金の対象となっていないもの	年18万円 (月1万5千円)
	加入者のみ	自営業者等（第1号被保険者）	年81万6千円 [*] (月6万8千円)
制度加入不可		公務員	—
		専業主婦（第3号被保険者）	—

(注) 国民年金基金に加入している場合、国民年金基金等の掛金を控除した額)

4 日本版401Kの問題点

日本版401Kは、税の優遇措置が売り物になっているが、掛金の税が免除される限度額はそれぞれのケースによって異なっている（表1）

年金資産の運用は、各人の自己責任になっており、企業は管理・運用の責任が免除される。確定給付型年金と違って積立金不足の問題は生じない。企業にとってこれが最大の魅力になっている。

日本版401Kは、持ち歩きができるので、労働力の流動化に寄与すると宣伝されているが、再就職先に確定拠出型年金の制度がない場合は、改めて個人型に加入しないとそれまでの掛金は掛け捨てになりかねない。

年金積立金の運用は、玄人がやっても初期の目的に達していない状況下で、ズブの素人がやって成功する保証はない。マネーゲームにうつろを抜かしては、仕事もろくに手につかなくなる。

財界や金融機関、外資系の投資顧問会社等が日本版401Kの受け皿づくりに狂奔しているのは、掛金が株式の投資に回され、市況が活況を呈し、株価が上がり、景気がよくなることを期待しているからだ。金融機関は膨大な額の報酬や手数料を手にすることができるからである。

一部に自主運用に魅力を感じている人がいるかも知れない。しかし、多くの労働者・国民には迷惑な話で、メリットは期待できない。

IV 企業年金法案の骨子

1 企業年金法案の骨子

わが国の企業年金は、厚生省所管の厚生年金基金、国税庁所管の税制適格退職年金、企業が独自に実施している自社年金が分立しており、統一のルールがない。したがって、税制の取り扱い1つを見ても格差がある。そうした状況下で、日本型といわれる確定拠出型年金を導入すれば、混乱と矛盾はさらに拡大する。

そこで企業年金に関する包括的な基本法の制定を検討するという97年の閣議決定を受けて2000年8月、厚生・労働・大蔵・通産省、金融監督庁の5省庁で、表2のような法案の骨子がまとめられた。その概要は、次の3点である。

① 確定給付型の企業年金について、積立基準、受託者責任、情報開示等統一的な基準を定め、これを満たすものについて承認を行い、あわせて税制措置の整備を行う。

② 厚生年金基金については、厚生年金の代行を行わない他の企業年金への移行を認める（規制緩和）。

③ 新規の適格退職年金契約は認めず、既存のものは一定期間内に他の企業年金制度に移行する方向で検討する。

2 企業年金法骨子の問題点

かねてから労働組合は、受給権を法律で保障させる企業年金法の制定を訴えてきた。

骨子には給付の債務に見合う積立金の基準設

定、受託者責任、加入者等に対する情報公開など、必要な項目は一応盛り込まれている。しかし、受給権保護に欠かせない支払保証の制度については尻抜けになっている。情報公開の具体的な内容は明確でない。税制面では、企業には優遇措置が講じられているが、加入者は現行制度よりも不利になっている。残された課題は沢山ある。

骨子の特徴は、企業年金の枠組みとして、現行の厚生年金基金と新型の企業年金制度に再編成することにしている。新たに創設されるのは、労使合意の規約に基づき外部機関で積み立てる「契約型」と代行部分を含まない「基金型」の2つのタイプである。税制適格年金は5年をメドに廃止され、他の企業年金に移行することになる。したがって、これからは、既存の厚生年金基金と「基金型」または「契約型」の3種類になり、そのいずれを採用するか選択を迫られることになる。「契約型」は、主務大臣の承認を受け、企業が信託銀行や生命保険会社と契約を結び、外部機関で年金資産の管理・運営を行う。現行の厚生年金基金や「基金型」のように、母体企業とは別に別法人をつくる必要はない。

こうした枠組みになると、日本版401Kへの移行は容易になる。そこが付け目である。

V 取り組みの方向

1 基本的な視点

① 1986年から基礎年金が導入されたときから、年金額は各人の生年月日によって計算方法が異なるようになった。

厚生年金の報酬比例部分の支給乗率は、1927年4月1日以前生まれ1000分の10～1946年4月2日以降生まれは1000分の7.5に、各人の生年月日によって乗率が切り下げられた。それが2000年4月からはさらに1927年4月1日以前生まれは1000分の9.5～1946年4月2日以降生まれ1000分の7.125に切り下げられた。

目の届かないところで、自動的に水準切り下

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

げの装置が働いている。このようにして基礎年金導入以前に比べ、戦後生まれは3割近く水準が切り下げられている。労働組合はこうした仕組みの廃止を要求してきたが、効果的なたたかいは組まれていない。今後も継続する問題なので、十分な検討が必要である。

② 労働組合は、支給開始年齢の引き下げを要求しているが、これに逆行して、厚生年金の適用範囲を69歳まで延長し、60歳後半の在職高齢者年金制度を創設した。高齢者の雇用は益々不安定になっており、定年年齢と老齢基礎年金の支給開始年齢65歳までの空白期間依然として埋められていない。60歳の定年以降は、各自の責任で仕事を探せ、働き続けている限り、保険料は徴収するというつれない仕組みになっている。

高齢になると健康面でも個人差が出てくる。最も条件の悪い人のことを考えねばならない。高齢者雇用の問題と年金の支給開始年齢が連動していないところに問題がある。

③ 老齢基礎年金に対する国庫負担の2分の1への引き上げは、国民の世論になっている。2004年までに実現することになっているが、その時期は明確になっていない。その財源をどうして調達するかについて、政府は社会保険方式にこだわっており、一方では消費税の引き上げ論が強い。厚生省は、2025年時点を想定すると、基礎年金、高齢者医療、介護の3分野にかかる費用を賄うには、消費税を25～41%に引き上げる必要があると試算、国庫負担の引き上げを牽制している。

労働組合は当面の国庫負担の2分の1への引き上げは、一般財源で賄えという点では一致している。これを足がかりに、消費税の増税を許さず、全額を国庫負担にさせ、最低保障年金制度の創設に向けたたたかいを強めることである。

④ サラリーマンの妻が生命保険会社の短期アルバイトで働いていたところ、会社が本人に知らせないまま、厚生年金への加入・脱退の手続きをしたため、年金の加入期間に空白が生じて

いることが問題になっている。第3号被保険者になったとき、第3号被保険者でなくなったときは、本人が届け出ることが周知徹底していることを前提にした制度の欠陥が露呈した。年金の受給資格や年金額にもろに影響する切実な問題であるので、空白期間の生じている主婦をどうして救済するかが厚生省・社会保険庁で検討されている。

また、本人が直接、保険料を支払わなくてもよい第3号被保険者から保険料を徴収せよという声が高まっており、女性の間でも意見が分かれている。もともと所得のない人からは保険料を徴収しないというのが社会保険の原則である。それが20歳以上の学生から保険料を徴収する(免除の措置はあるが)ことになって建前が崩された。それが徴収論者の追い風になっている。女性の年金権については、世帯単位か、個人単位かの問題や遺族年金の問題をはじめ、解決すべき課題が多い。

しかし、全額国庫負担の最低保障年金制度が創設されれば、これらの多くは解決される問題である。意見の違いを乗り越えて、みんなが一致できる方法を探求することである。

⑤ 企業年金については、年金積立金不足の対策、日本版401Kの導入、企業年金法案の策定など問題が山積している。そこに共通しているのは、犠牲が労働者に転嫁されていることである。労働者の既得権を守り、いかにして年金の受給権を保障させるかが、たたかいの出発点になる。それぞれの提案に対する具体的な取り組みは別項で取り上げることにする。

2 企業年金の具体的な取り組み

① 積立金不足になった原因の究明

企業が提案する積立金不足の解消策は、予定利率の切り下げ、直接的な給付水準の切り下げ、掛金の引き上げである。利率の1%切り下げは20%の給付水準の切り下げまたは掛金の引き上げに相当するというのが、年金問題の常識であ

る。安易な予定利率の切り下げは禁物である。

年金積立金が予定利率の5.5%を超えて高利運用が可能であった時期、「利差益」を享受してきたのは、主として企業であった。低金利と株安で、「利差損」や「評価損」が発生するようになると、一転して犠牲を労働者に転嫁してきている。最近「労使の合意」があれば、どんな改悪もOKという風潮が蔓延している。政府は規制の緩和、効率的な自主運用を名目にしてこれを容認している。

積立金不足をもたらした原因を究明し、杜撰な管理・運営を行ってきた企業や基金の当事者の責任を追及する姿勢がないと、ない袖は振れない論に押し切られる。ここがたたかひの原点になる。

② 退職給付債務と退職給付引当金の確認

労働組合は予ねてから退職金は賃金の後払いであり、企業年金は退職金の変形であると主張してきた。最近の労働裁判の判例はこの主張を認めるようになってきた。また、企業年金についての新しい会計基準では、将来支払うことを約束した退職金や企業年金の給付総額は、企業の退職給付債務(負債)であることが明確になった。そのために現時点で、いくら資金を確保すべきであるかを推計した額と、退職金の支払いのために留保してきた退職給付引当金と年金積立金の合計額を比較し、不足額が生じた場合は、引当金・積立金不足として、貸借対照表の負債の項目に「退職給付引当金」を計上しなければならないようになった。この点は従来と比べて前進面である。

しかし、将来支払うべき退職給付債務の総額を現在の価格に引きなおす割引率をどう見るかが問題になる。10年物国債の直近5年間の平均利回り目安に、3.0~3.5%を用いてケースが多いが、これよりも高い割引率で、必要額の現在価値を過小に算定しているところがある。積立金不足をおおい隠せるからだ。

積立金不足の処理策としては、前記のように

給付水準を切り下げる方法、退職給付引当金を計上する方法、企業が現金などを拠出して補填する方法のほかに、企業が保有する株式を信託銀行に預けて、積立金不足の穴埋めに充てる信託方式がある。信託方式では、企業が株式の議決権を確保できるので、持ち合い株を活用する企業が増えてくる。株価が簿価よりも時価の方が高い場合はよいとしても、最近のように株価の低落が激しい時には危険性が伴う。また、運用資産のバランスが崩れ、リスクを拡大する可能性がある。

赤字の決算が珍しくない現在は、特別損失を計上して、積立金不足を一挙に、または短期に解消するチャンスと考えている企業が多い。それが人減らしや賃金抑制、労働条件切り下げの理由になるからである。退職給付引当金を計上しても、それが15年以内に、計画的に、確実に償却できれば、企業の信用を損なうことはないと言われている。リストラのために、積立金不足の解消が悪用されないようにすることだ。

③ 日本版401K導入の対策

企業にとって確定拠出型年金の導入の最大のメリットは、積立金不足の問題が生じないことである。また、煩雑な積立金の運用・管理の責任がなくなることである。

確定拠出型年金の適用範囲を、自営業者にまで拡大した国のねらいは、老後のことは自前で考えるという自立・自助の考え方を広め、社会保障制度についての国の責任と負担を軽減することにある。

しかし、退職金制度があるか、ないかの零細企業では新たな負担には関心が薄い。既に企業年金を導入している企業でも、従業員の掛金負担は認められておらず、税制面での優遇措置は期待に反したということから導入に二の足を踏んでいる。

マネーゲームに関心のある一部の人を除いて、大半の労働者にとっては、メリットのない日本型401Kは勧められない。

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

④ 代行部分の返上論

厚生年金基金は厚生年金の報酬比例部分の年金給付を基金が代行している。代行に必要な掛金は基金に納入される。これを免除保険料といい、1000分の32～38の範囲で各基金が選択することになっている。しかし、リストラで労働者構成が変化すると、免除保険料では代行の給付はできなくなっている。高利運用が可能であった時期には、代行分を含めた積立金の運用で「利差益」を稼いできたが、運用実績が予定利率を大きく割り込んでいる現在、それが積立金不足になってハネ返ってきているので、厚生年金本体に返上したいという。都合のよいときは飛び出し、都合が悪くなると復帰したいというのは身勝手な話である。

基金の魅力を強調し、強引に制度を導入した企業の責任で落とし前をつけるのが筋である。

⑤ 退職金の前払い制

マスコミは松下電器などで採用している退職金の前払い制は、転職の機会がある若者に人気があり、労働力の流動化に貢献すると報道している。しかし、企業は現行の退職金制度に要する費用よりも大幅な持ち出しで、この制度を採用するほどお人よしではない。得をする人がいれば、一方で損をする人も出てくる。その見極めが肝心だ。

優秀な人材が次々に転出するようになれば、企業の将来はどうなるのか。退職金の前払い制は、退職給付債務を年度毎に処理し、累積させないところにねらいがあり、退職金制度の廃止を目的にしている。

企業年金の多くは、退職金の全部または一部を取り崩し、それを原資にして年金化した経緯がある。企業の退職金負担分を原資にして、日本版401Kに移行することも可能である。そのねらいが退職金制度の廃止である点は共通している。

⑥ 企業の合併・分社化と年金権

企業の合併や分社化が増加している。合併に

も対等合併と吸収合併によって年金権の取り扱いも異なる。分社化によって既得の年金権が消滅する可能性もある。

合併を契機に、今までの退職金は精算し、新たな企業年金制度（日本型401Kなど）を創設する可能性もある。

税制適格年金から厚生年金基金への移行は可能であるが、基金から適年に移行することはできない。主たる企業が適年、吸収される企業が基金の場合、問題が生じる。

合併・分社化の際、欠かせないのは、その時点における退職給付債務を確定し、これを新しい会社に確実に引き継がせる保証をかりとることである。

年金の受給者・待機者についても同様のことがいえる。受給者・待機者の退職給付債務を確定し、今後とも安心して年金が受けられるよう保証することである。

⑦ 企業年金法案のポイント

年金の受給権の担保になる支払い保証制度については、保証のための準備金の拠出をめぐって経営者間に対立があり、準備金の確保で難航する。この場合、国がどこまで関与して制度に確立を目指すのか。そこが問題だ。

積立基準、受託者責任、情報の開示等についてもどこまで踏み込んで受給権保護を徹底させることができるか危惧される。企業年金法の検討は、規制緩和を推進する閣議決定の中に盛り込まれているからだ。労働者・労働組合の統一要求を早急にまとめる必要がある。

規制緩和をよりどころに、「労使の自主性・合意」で逃げられる可能性があるのも、この点に留意し、監視の目を光らせることだ。

(しょうじ ひろかず・労働経済研究所)

表2 企業年金の受給権保護を図る制度の創設について(案)

I 趣旨

今後の本格的な高齢社会の到来を控え、公的年金を土台としつつ、老後の備えに対する支援措置を整備していくことが必要である。このため、既に提案した確定拠出型の年金制度の創設に加え、確定給付型の企業年金についても、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行う。

II 概要

○確定給付型の企業年金について、積立基準、受託者責任、情報開示等統一的な基準を定め、これを満たすものについて承認を行い、あわせて税制措置の整備を行う。
○厚生年金基金については、厚生年金の代行を行わない他の企業年金制度への移行を認める(規制接和)。
○新規の適格退職年金契約は認めず、既存のものは一定期間内に他の企業年金制度に移行する方向で検討する。

III 制度の骨格

1. 制度の枠組み

(1) 運営形態

○企業年金の新たな形態として、契約型(労使合意の規約に基づき外部機関で設立)と基金型(代行のない基金)(いずれも仮称)を創設する。

(2) 給付

○老齢給付を基本とし、年金・一時金の選択を認める。その他、障害・遺族給付等について引き続き検討する。

(3) 掛金

○掛金は事業主負担を原則とし、本人拠出については、年金規約で定める場合に、加入者本人の同意を前提として可能とする。

2. 受給権保護

(1) 積立義務

○企業年金は、約束している給付の債務に見合う積立金を保有しなければならないものとする。このための積立基準を設定する。

(2) 受託者責任

○企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為基準を明確化する。

(3) 情報開示

○事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、掛金納付状況、財務状況等について加入員等への情報開示を行う。

IV 税制措置

○拠出時:事業主掛金は全額損金に算入。本人拠出は生命保険料控除の対象とする。

○運用時:一定水準以下は非課税。

○給付時:年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。

○その他所要の措置を講じる。

V その他

○上記のの制度について、企業年金の統一的な取扱いを図り、受給権者保護を確実にするため、新たな法律の整備を行う。

○厚生年金基金については、契約型、基金型へ移行することができる。

○支払保証制度等については引き続き検討する。

小越洋之助監督
労働運動総合研究所編

今日の賃金 財界の戦略と矛盾

定価(本体) 2800 円(税込)
新日本出版社

相澤与一・黒田兼一監修
労働運動総合研究所編

グローバル化と 「日本的労使関係」

定価(本体) 2800 円(税込)
新日本出版社

医療改悪のねらいと概要

相野谷安孝

はじめに

83年2月の老人保健法の実施による高齢者医療の窓口有料化を皮切りに、翌84年の健康保険法改悪による健保本人の1割負担導入(97年から2割)など、80年代から、病院や診療所の窓口での医療費負担がつぎつぎと引き上げられてきた。ふたたび高齢者の患者負担を増やそうという医療制度改悪が、2000年末の臨時国会の焦点となった。

この原稿を執筆している11月の上旬時点で、健康保険法・医療法の両改悪案は、臨時国会での審議の山場を迎えている。衆議院でこの改悪案は、わずか3日、23時間程度の審議で与党自公保の賛成で強行採決された。審議によって数々の問題点が明らかになってきていただけに、採決の強行は国会における民主主義の危機をも感じさせるものであった。

審議の移った参議院では、衆議院での強行への国民の怒りや、野党四党が一致して反対の立場を貫いていることもあって、そう簡単に強行できない状況が生まれている。また、森内閣に対する国民の支持率の急落によって、変化のきざしも生まれており、国民の反撃しだいでは法案成立を阻止できる可能性が生まれている。省庁再編を控えた臨時国会の会期は12月1日までであり、本誌発行時点では、その決着が付いているはずである。以下に述べるこの改悪のねらいと内容から、なんとしても成立が阻止されていることを願っている。(残念ながら11月30日、自・公・保の賛成多数で成立した)

歴史的な意義持つ健保改悪

今度の健康保険法改悪の問題点は大きく2つある。ひとつは、70歳以上の高齢者の負担増である。現在高齢者は外来での診療ごとに530円という定額の負担をしている。これがかかった治療費の1割の負担という定率負担に切り替える。これは歴史的な改悪である。1度定率負担が導入されれば、当面は低くても、2割3割へと消費税のように限りなく引き上げられる可能性が強い。法案が浮上した99年暮れに堺屋経済企画庁長官が、「医療概念を変える根本的な問題を提起している」と述べたが、まさに質的な改悪なのである。

もう一つは、70歳未満の高額療養費制度の改悪である。現在は、健保支払いの医療費の自己負担(本人2割、家族の入院2割・外来3割、国保3割)には、月に63600円の上限が設けられている。この上限をはずして、かかった医療費の応じて上昇させる仕組みをつくることである。

じつは、この改悪案は6月の総選挙前の通常国会にすでに提出された。ところが、介護保険や年金をめぐる国民的なたたかいによって審議の機会を失い、国会の解散によりいったんは廃案となったものである。97年の医療保険改悪反対運動の高まり(1800万の反対署名が寄せられた)や、その後の国民の負担増反対の声が、総選挙を前に、与党にとって医療改悪を強行した上での選挙は不利と映ったからである。年金、福祉、介護の運動と結んでの署名運動や職場・地域での学習運動が力になった。

しかし、政府は臨時国会に、まったく同じ内容で改悪案を提出した。改悪案が成立すれば、年明けの1月早々から実施される。

この実施日にも着目していただきたい。21世紀早々の大変なお年玉となるわけだが、11月の成立としてもわずか1ヶ月あまりの周知期間しかない、この手の負担増を1月1日から実施するという例も過去になかった。病院・診療所や薬局では、冬休み返上で1割負担に応じたシステムの変更を行わなければならない。少なくない高齢患者が12月中は530円で済んでいた支払いが、あとで詳細するように1000円、2000円、なかには5000円近い支払いを、年明けの受診から請求されるのである。会計窓口での混乱も予想される。

政府与党が1月実施としたのは、10月からはじまった介護保険の65歳以上の人の保険料徴収への怒りとあわせ、医療改悪への不満が、2001年7月の参議院選挙に影響を及ぼすことをおそれたからであろう。半年もすれば国民は忘れてくれるだろうというもくろみが見え隠れする。介護保険の問題や相次ぐ医療改悪による患者の被害を継続して国民に広く知らせ、選挙で目にも物見せる結果を出さなければならない。

いくらかかるかわからない不安

予定されている改悪の内容について紹介する。(表-1)

現在、70歳以上の人の医療費の支払いは、外来では1回530円(月4回まで)、入院は1日1200円の負担となっている。入院の場合は、1200円の負担の他に1日760円の食事代が加算される。

国会に提出されている法案は、これを1割の定率負担に切り換える。外来では、月の支払いに上限が設けられている。しかし、表のように、診療所では1回800円の定額の負担をすることもあったり、病院でも200床未満の病院では3000円、200床以上の病院になると5000円

と、病院の大きさにより上限の違いがある。とても複雑なしくみになっている。200床以上の負担上限が大きくなっているのは、高齢者に大きな病院にかかるなどといっているようなものである。

新たな医療費負担の主な内容

70歳以上の高齢者の医療費

外来	現行	改悪後			
		大病院 (200床以上)	中小病院 (200床未満)	診療所	
支払方法	1回あたり 530円	定率1割	定率1割	診療所が選択 定率1割 1回あたり 800円	
上限	月2,120円	5,000円	3,000円	3,000円	3,200円
入院	現行	改悪後			
	1日あたり1,200円 (低所得者に低減措置)	定率、月額上限37,200円 (低所得者などに低減措置)			

高額療養費制度の改悪

	現行	改悪後
低所得者	35,400円	現行通り
一般患者	63,600円	63,600円+ α α は月の医療費総額が318,000円 をこえた場合の超過額の1%
月収56万円 以上の患者		121,800円+ α α は月の医療費総額が609,000円 をこえた場合の超過額の1%

入院時の食事負担

現行	改悪後
1日あたり760円 (低所得者に低減措置)	1日あたり780円 (低所得者などは減額)

また、定率の負担の一番の問題は、「今日の治療費がいくらかかるかわからない」という不安を高齢者に与えることだ。診察を受けて、検査や注射などを行って、会計の窓口に立たないと料金がわからない。「今度の診察では、検査すると先生にいわれたけど、5000円持っていけば大丈夫かしら」など、財布と相談しての受診は、高齢者を病院や診療所から遠ざけることになる。

「コスト意識の喚起」などと厚生省は言っているが、この負担増は、高齢患者を病院から遠ざけ、医療費を抑制することが目的である。介護保険でも1割の利用料負担が介護サービス抑制につながっている。なかでも低所得者が差別、

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

排除されている。大幅な受診抑制が起こることは間違いない。このことはかえって高齢患者の病状を悪化させ、結果として医療費の上昇を招かざるをえないであろう。

外来では、単純におよそ1.5倍の負担増であるが、高血圧などの慢性疾患で、いままで月に1回の通院で検査や1ヶ月分の投薬で530円の支払いだった人が、200床以上病院では、上限の5000円近くの支払いを求められる人もいる。

また、高齢患者の受診動向は、平均でひとり1.8件となっている。内科の受診に加え、整形外科や眼科など、いくつかの病院や診療所にかかっているのだ。3カ所にかかれば、それぞれで上限までの負担が必要になる。つまり3000円以内のところにかかるとしても、合計で9000円までの負担になる。

入院ではさらに大変だ。胆石で7日間入院した場合の自己負担額は、現行では12200円だが、37200円と3倍以上になる。肺炎で6日間の入院の場合、11760円が24760円と2倍以上である。(表-2) 国会の審議で白内障の手術は平均で4倍になることが明らかになっている。一泊二日の入院でも、入院時に高額な検査や手術を行えば負担増は大変なものになる。また、月末に入院し、月をまたがる入院となれば、同じ日数の入院でも負担が増えることになる。

患者一人あたりの平均で1万円の負担増である。また、この改悪による医療費抑制効果(受診抑制効果)は990億円(高齢患者一人あたり6700円)になることも明らかになっている。金額の上でも大幅な受信抑制を予定しているのである。

97年9月から実施された健康保険制度の改悪では、2倍の負担になった健康保険本人をはじめ、負担増を苦にした受診の抑制がすすんだ。病院の診療現場では、一連の負担増と不況の影響で、「入院だけは勘弁してほしい」「検査はこの次に」などの患者の悲鳴があがっている。手遅れで重症化したり、命を失ったりといった事例も後を絶たない。

4月から実施された介護保険でも、1割の利用料負担が、介護サービス利用の大きな抑制になっていることが明らかになっている。

厚生省が10月31日に発表したサービス利用状況調査によれば、支給限度額に対する利用率は平均で43.2%にとどまっている。半分もサービスを利用していない、サービス利用を抑えているのが実態なのである。

介護はまだ家族の大きな犠牲の上に代替えが可能であるが、医療はそういうわけにはいかない。

今度の改悪はさらにいのちに制限を設ける重大な改悪である。

青天井に医療費負担を増やす

高額療養費制度の改悪も大きな問題を持っている。高額療養費制度とは、月の窓口での支払いが63600円を超えた場合は、申請によって超えた金額が後から返ってくる制度である。今度の改悪では、この上限をはずし、かかった医療費に応じて負担が増える仕組みを取り入れている。表-1のように患者さんの月収で2段階に分けられているが、いずれにしても大病をすれば大きな負担になってしまう改悪である。とりあえず1%の負担だが、これも将来的には引きあがられるだろう。

改悪案で70歳以上の患者負担は (2001年1月から実施予定)				
外 来	糖尿病と高血圧で月1回 200床以上の病院に通院 している女性(82歳)	現行 530円	9.4倍	改悪案 5000円
	気管支ぜんそくと脳こう そくで月1回の往診を受 けている男性(92歳)	530円	5倍	2630円
入 院 給 付 金 は 減 る	胆石を取り出す手術(腹 腔鏡下胆摘術)を受け、 7日間入院した男性(71歳)	現行 8400円	4.4倍	改悪案 3万7200円
	大腸ポリープの切除で 3日間入院した女性	3600円	4.2倍	1万5140円

国会の審議の中では、この改悪による国民全体の負担増は年間で1460億円になると政府が予想していることが明らかとなっている。高齢

また、表にある2段階の所得階層区分で、高額所得者の概念を新たに導入したことも問題がある。標準報酬月額で56万円、自営業者で年収700万円というラインであるが、労働者でも50代を越えるとこの基準に達する人は多いのではないだろうか。これらの人の上限は一気に倍の121800円になる。

この「高額所得者」という基準は、今後医療に限らないさまざまな負担を課す基準として準用される危険性も持っている。

この改悪について政府は、医療を受ける人と受けない人の負担の公平、コスト意識の喚起などと説明しているが、心ならずも重病となり、働くこともままならなくなった患者に「コスト意識を持て」というのもひどい話である。

保険料の引き上げも

今回の健保改悪では、介護保険の実施に伴う保険料率の引き上げも行われる。

現在、40歳以上65歳未満の介護保険料は健康保険の保険料に組み込まれ、法定上限の範囲内(組合健保95/1000、政管健保91/1000)で徴収されている。この上限のため、予定していた介護保険料を徴収できない組合健保が生まれている。今回の改悪では、政管健保の法定上限を95/10000に引き上げるとともに、介護保険料はこの上限の枠外にされる。これも決して少なくない負担増となるであろう。また、現在徴収できない介護保険料は、来年度の保険料の上乗せされて徴収される。

病院つぶしをねらう医療法改悪

健康保険法と同時に医療法の改悪も審議されている。これも大きな問題を持っている。

1985年以来、4回目の大きな改悪となるが、4回の改悪を通じて一貫して一般病床の削減がねらわれてきた。今回の改悪もその方向を強めるものである。

今回の内容は、入院ベッドを急性期の「一般

病床」と、慢性期の「療養病床」に、機械的にベッドを区分するというものである。こうした区分ははじめてである。病院は、「一般病床」でないと手術とか急性期の治療が出来なくなる。

この「一般」と「療養」の区分の上に看護婦の配置基準が設定されている。患者3人に対して看護職員1人以上が「一般病床」で、「療養病床」は患者6人に看護婦1人の基準となる。3対1を満たせない病院は、急性期をあつかう病院になれない。

現在、医療法における病院の基準は、4対1となっている。この点から考えれば3対1になることは、看護婦が増えて前進である。しかし、厚生省のねらいは3対1を満たせない病院を療養病床におとししてしまうことにあり、そのことによる医療費削減がねらわれているのである。

この区分を受けて、①「療養環境改善」の名で、現在1ベッドあたり4.3㎡のベッド占有面積を一般病床は5㎡に拡大する、療養病室は6.4㎡に広げる。これが強行されると、建物が広げられなければ、病院は1割から2割ベッドを削減しなければならなくなる。②医師や看護婦の足らない「標欠病院」は、容赦なく取りつぶされたり、ベッド削減を迫られる。③大病院(200床以上)の外来受診を抑制し、紹介状がなければ保険の利かない自己負担を増やす仕組みや、大病院外来では5割負担などを導入する。④施設の運営費(ホスピタルフィー)に関する費用は、「施設利用料」の名で、自由化し、現在の差額ベッド料などを限りなく拡大する。などのことが次の段階で予定あるいは検討されている。診療報酬の改定や厚生省通達などで実施される部分もあるだろう。

全日本病院協会の調査では、現在の一般病床の2割が「3対1」に対応できないとしている。これらの病院は療養型への転換を迫られることになる。

改悪が実施されれば、多くの一般病院ベッドが消え、地域医療や救急医療に大きな困難が生

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

まれることが予想される。改悪案を検討してきた医療審議会では、「1000近い病院がつぶれるだろう」との意見も出されていた。一般病床は現在のほぼ半分の60万床前後の収められるだろうとの予測を立てる学者もいる。すでに介護保険の実施へ向けての療養型への転換などで地域の一般病院がなくなった地域も生まれいる。

また、すでに4月から大きな病院では初診でかかると保険以外の負担を取られたり、わざわざ近場の診療所を紹介されたりといったことが起こっている。これは、厚生省が病院への支払い方を改悪し、外来患者が多い大きな病院(200床以上の病院)は収入が少なくなる仕組みをつくったからである。すでに診療報酬による誘導は4月から開始されているのである。

看護基準の引き上げは当然であるが、そのねらいを病床削減に置かれては、住む地域によって受けられる医療が異なるという、法の下の平等すらも犯される事態が生まれる。必要な公費負担を行って看護婦配置の引き上げをすすめるべきである。

99年以来、医療事故や医療ミスがあいついで報道され、社会問題になっている。それぞれの事故やミスには、医療機関自身の管理体制や事故やミスを起こさないシステムなどについての反省と改善が求められよう。しかし、この問題の背景にも、日本医労連の調査で9割の看護婦が「ミスや、ニアミスを経験したことがある」「ハッとする瞬間があった」と答えているように、効率化追及の結果、安全を確保するゆとりがない医療現場になっている問題がある。

別表(表-3)にあるように諸外国と比較しても少ない人数で、かつ低い医療費で、大きな治療効果を上げているのが日本の医療である。これを支えているのは、ぎりぎりの労働で「患者のために」と奮闘する医療従事者である。

3対1の基準でも不十分である。抜本的な増員策が求められている。

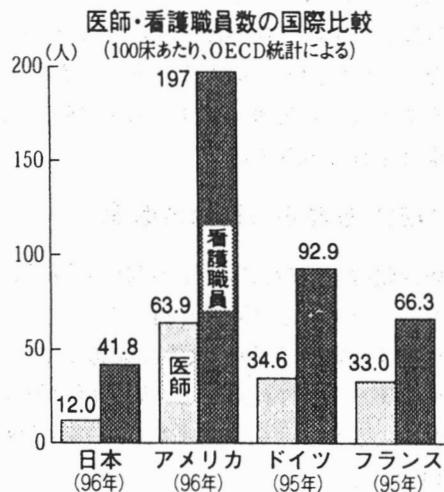
また法案には、卒後臨床研修の「義務化」が

盛り込まれている。安心して治療を任せられる医師としての成長は国民の願いであるが、今回の案には、「義務化」後の研修中の給与保障やその指導医の保障、国民が求める診療能力を育てるための教育条件整備の問題など、具体的なことが何ら示されていない。ここにも「義務化」による医師減らし、医師数削減による医療費の抑制という方向が盛り込まれているのである。このままでの「義務化」に大きな危惧が広がっている。

さらなる改悪の第一歩

森首相は、9月21日の臨時国会冒頭の所信表明演説で、「今国会に提出する健康保険法等の改正案は、安定的な医療保険制度や疾病構造の変化に対応した医療提供体制を築いていく上で不可欠であり、21世紀における医療制度の抜本改革に向けた第一歩となるものであります」と述べた。

すでに97年8月に、厚生省から「21世紀の医療保険制度－医療保険および医療供給体制の抜本的改革の方向」が、当時与党だった自民、社民、さきがけの3党協議会による「21世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」が発表されている。



これらの中では、①薬価制度改革、②診療報酬体系、③高齢者医療制度および④医療提供体制の「見直し」の4つを柱とする改革の方向が打ち出されていた。介護保険の実施に合わせ2000年実施をめどとする改革案であったが、さまざまな経過のなかで、2000年実施は見送られた。

この中で②の診療報酬および④の提供体制の「見直し」は、今回の医療法改悪で一定の方向が軌道にのることになる。①の薬価制度改革は、97年の健保改悪審議の際の、「高すぎる薬価の問題」が指摘され、「薬価差益の解消（これもすり替えだが）」をスローガンに、薬価制度の抜本見直しとして、「参照価格制度の導入」が打ちだされた。しかし、この薬価制度改革案は、大幅な患者負担増のみが追及される制度であることに対する国民の反発、開業医の猛反発を背景に日医が反対の態度を貫き自民党の議員を巻き込んで運動をすすめたこと、「自由価格制」をもとめるアメリカと製薬企業の圧力などから、審議会がまとまらず、99年4月に厚生大臣は「白紙」を宣言した。その後、現在の給付率を大幅に引き下げる案が検討されている。ここでは、病院にかかったときの医療費から薬代を切り離し、薬代の負担を2～5割に大幅にアップしようという案も検討されている。これが実施されれば、健保や国保の負担増はもちろん、高齢者にとっては、薬代の負担が丸々増加することになる。薬をもらう回数を減らす、処方箋をもらっても薬局に行かないといった実態が加速され、疾病の治療がまさに「お金」しだいとなることが予想される。

③の高齢者医療制度の見直しとして、高齢者医療保険制度の創設が検討されてきた。これは、高齢者自身にも介護保険料とあわせて医療保険料を負担させる、大幅な負担増が最大のねらいであった。介護保険実施に伴う負担増の不安と批判の前に、「創設」については審議会がまとまらず、高齢者医療の定率負担の導入が先行させ

ることで、今回の改悪案の提出にこぎ着けている。

国会の審議では、負担上限をはずすことや健保本人の3割負担などの方向が、今後の検討課題であることが明らかになっている。

2002年をめどとする第2歩目、3歩目の改革は、さらなる国民負担といっそうの受診抑制を押し進める改革となりそうである。なんとしても今回の改悪に歯止めをかける必要がここにある。

高齢者への負担増求める有識者会議報告

一連の改悪をすすめるにあたって、厚生省は、「厚生白書」などで、「高齢者裕福論」を強調している。先に発表された社会保障のあり方について考える有識者会議（座長＝貝塚啓明、首相の諮問機関）の報告書「21世紀に向けての社会保障」でも、「厚生白書」をそのまま踏襲し、高齢者が負担に余裕のある豊かな階層であると描いている。そして、それを根拠に高齢者をはじめ、国民への負担増を正当化しているのである。

報告書は、急速な高齢化や家族関係の脆弱化、経済成長の鈍化、雇用をめぐる状況の不安定化などで、「これまでの社会保障制度が前提としてきた様々な条件が失われつつある」として、だから発想を変えなければならないとし、社会保障を「個人の自立、自助努力を基礎とした国民連帯の中心」として位置づけ、民間活力の活用を打ち出している。そして、負担増はさげられないと強調し、高齢者にも応分の負担を求めていくとしている。報告書は、高齢者だからといって、高齢者はすべてが貧者ではなく一律に優遇する必要はないとしている。高齢者のフローの所得は若年世代と遜色なく、貯金や住宅などのストックはむしろ高齢者の方が豊かだ、高齢者の患者負担は若い世代と比べて低いと「厚生白書」の主張をそのまま使っている。この前提のもとに、公的年金控除制度は圧縮してもいい、医療費の負担は増やしてもいいとしているので

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

ある。

また、報告書は基本として、社会保険制度の堅持を強調。税法式には負担が若年世代にかたよるなど問題が多いと指摘し、社会保険の強化策として、保険料を負担する層を高齢者や主婦などにも広げ、医療は自己負担を拡大としている。また、年金についても、「高齢者の公的年金収入については実質的の課税されていない」と、年金への課税を強調、老後の生活費をすべて公的年金でまかなえるというのは間違いだともしている。

以上のように、報告書は、社会保障の理念を狭め、社会保障に対する国庫負担がこの間大幅に削減されて来たことへの反省もなく、ことさらに高齢者の負担増を求めるものとなっている。

報告書が言うように、高齢者すべてが豊かなわけではない。高齢者の経済力は個人差が大きいく、「厚生白書」も様々に批判が高まっている。白書で使われた「個人の所得階層別にみた高齢者の分布（97年）」の表によれば、160万円未満が60%、80万円未満で39%を占めている。400万円以上はわずか10%にすぎない。また、高齢者の過半数は400万円未満の貯蓄しかなく、「貯蓄なし」という高齢者所帯が15%にもものぼっている。

全所帯で、年々「生活が苦しい、やや苦しい」

が増加しつづけ、98年以降は過半数を超えている。高齢者所帯でも52.5%が「苦しい、やや苦しい」と答えており、「豊か」とはほど遠いのが実態だ。高齢者の経済力についての分析をを欠いた一律の描き方は反省されなければならない。介護保険における、利用の抑制や保険料負担に対する各地の悲鳴は、高齢者全体に一律の負担を課すことの危険性を示している。しかもこれからは75歳以上の後期高齢者が増え、世帯構成では女性単独の高齢者世帯が急増する。この層への過酷な負担は、その生活を奪うことになるであろう。

そもそも医療においては、受診を社会的理由で妨げてはならないのが原則のはずである。先進国では、一部負担を極力軽くすることで受療権を保障している。これらの財源を捻出し、国民のいのちと健康を守ることは国と大企業の責任ではないだろうか。

10月から介護保険料が年金から天引きされ、そのうえ医療の負担も上がり、さらには消費税率のアップもねらわれている。

銀行や大企業ムダな公共事業に使う金があるなら、高齢者のいのちと健康のために使え、みんなの共通する思いではないか。

（あいのや かつたか・中央社保協）

労働者・高齢者と介護産業界から 見直しを迫られる介護保険制度

—今こそ働く者の連帯で住みよい地域社会の建設を—

山本 敏貢

はじめに

2000年4月1日多くの問題点を指摘されながらも、未解決のまま介護保険制度はスタートした。10月からは65歳以上の高齢者からの保険料金徴収がはじまっているが、これにより介護保険制度の矛盾・問題点は国民的関心事となってきた。

介護保険制度は在宅福祉サービス、在宅介護サービスを非営利の社会福祉事業から営利を目的とした新たなサービス産業へと転換させる目的を持っているだけに、高齢者や障害を持っている人々の基本的人権を保障する制度として見ると多くの構造的欠陥を有していた。しかし、スムーズにサービス産業化しているかといえば、産業界は今の事態に満足しているわけではない。ここでは、最近の介護サービス産業界の動向を紹介しながら、それとの対抗関係で高齢期を迎えた、また障害をもっている人々の人権保障にふさわしい介護保障制度へとつくりかえるべき地域活動の課題を考えることにする。

1. 4兆円を超える介護サービス産業の成否は

(1) 赤字に苦しみ手直し迫られる —業界最大手と第2位が事業提携—

介護業界大手のコムスは介護保険制度始動2ヶ月にして全国に配置した1208カ所の事業

所を477カ所減らして731カ所に統廃合し、約4400人の社員を約1600人削減するという大リストラを発表した。4～6月期85億円の経常赤字となったため、その後も事業の立て直しに取り組んでおり、10月段階では事業所を685カ所にまで縮小しており、最終的には500～550カ所に縮小する予定である。

大手であるニチイ学館はコムスとは対照的な取り組みを展開している。ホームヘルパー派遣事業所を2001年3月までに1278カ所に増やす計画であり、通所介護施設の絶対的不足を見越して新たに450億円投資して全国に528カ所(2001年3月までに250カ所)の通所介護施設を建設し、さらに痴呆症高齢者のための生活施設であるグループホーム事業への参入も発表しており、全国に100カ所(2000年3月までに50カ所)を新設するとしている。ニチイ学館は訪問介護の事業所を既に778カ所持っており、コムスの大リストラにより、業界最大手となっている。

その最大手のニチイ学館と第2位のコムスが介護事業で提携して、相互のサービスを顧客に紹介しあう体制を敷く。コムスの顧客が通所介護施設サービスの利用を希望した場合、ニチイ学館の通所介護施設を紹介し、ニチイ学館の顧客が夜間の訪問介護サービスの利用を希望した場合、コムスの夜間訪問介護サービスを紹介するというものである。両者は顧客獲得で

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

競合してきたが、サービス利用が期待どおり伸びないため、協力体制を組むことで顧客を効率的に獲得する仕組みを築くわけである。(日本経済新聞 11月1日)。

(2) 「敵は社会福祉協議会など公的セクター！」

しかし、この提携が両社の収益改善に直結するという見通しはない。事業提携の目的は、両者の顧客に提供できるサービスメニューを事業提携により増やすことで、利用者を取り込み、社会福祉協議会や福祉公社等の公的セクターの利用者を減らそうという点にある。

「採算の見通しを誤ったのではないか」と質問されたコムソンの折口雅博会長は、「全国の1200拠点はすべて潜在的には採算がとれる地域だとみている。にもかかわらず、統廃合した事業所のうち半分は顧客がゼロ。自治体と通じている社会福祉協議会や福祉公社といった公的機関が利用者を囲い込んでいるからだ。中には徹底的に民間を排除しようとした自治体もある。利用者にサービスの選択肢を用意しようとしないう自治体の姿勢こそ批判されるべきだ」(信濃毎日 7月27日)と主張する。

ニチイ学館の吉田栄二常務の強気な事業拡大の背景にも社会福祉協議会や福祉公社等公的セクター縮小への期待がある。「利用者見込みが過大ではないか」との質問に「都市部は利用者が増えており、ヘルパーが足りないほどだ。地方ではこれまで社会福祉協議会が介護サービスの主体だったが、今後、多くの社協が補助金を徐々に減らされていくので事業拡大は無理だろう。現在凍結されている65歳以上の保険料支払いも十月から始まる。そうなると、介護サービスを利用しなければ損だとの考えが広がっていくのではないかと自治体リストラを睨みつつ事業拡大を図っている。(朝日新聞 7月12日)

市町村の中には自治体の相談窓口と同一敷地内や近辺にサービスを提供する社会福祉協議会等公的セクターの施設があり、在宅介護サービ

ス・在宅福祉サービス相談者・利用者が社会福祉協議会等非営利事業体に自然に流れるシステムとなっているところも少なくない。しかしそれは超高齢社会を準備する市町村高齢者保健福祉計画で示された行政と保健医療・福祉専門機関、地域住民諸団体とのネットワークづくりの成果でもある。介護保険制度の導入により、営利企業が新たな事業の担い手として登場してきたが、自治体の福祉行政と非営利の福祉法人や公的セクターとの歴史的な連携が自由な市場競争を妨げているという批判である。与党3党・政府厚生省が取り組む社会福祉事業の「規制緩和」、「自治体リストラ」による公的社会福祉事業の後退の背景には財界・産業界のこうした強い願いが隠されている。

(3) 介護保険適用外の介護サービスも営利事業に！

自民・公明・保守の与党3党内では、高齢者の日常生活を手助けする「家事援助」への保険からの給付を制限する声があがっているが、自治体からは家事援助は独り暮らしの高齢者にとって欠くことのできないサービスであるとして見直しに慎重な意見が相次いでいる。3党が不適切とする家事援助の事例は次のようなものである。①家族の利便・家族が行うべき行為 利用者以外に関わる洗濯・調理・買い物・布団干し、利用者が使う居室以外の掃除、来客へのお茶や食事の手配など②日常生活に支障をきたさない行為 草むしり花木の水やり、犬の散歩など③日常的な家事の範囲を超える行為 家具や電気器具の移動・修繕・模様替え、大掃除・窓ガラス磨き・床のワックスがけ、家屋の修理・ペンキ塗りなどであり、それ以外は市町村の裁量にゆだねるとしている。これらのサービスは適切な範囲を逸脱した家事援助であるとして、これらの家事援助サービスが保険給付の対象とされるということは、保険の受給権が乱用されることを意味し、被保険者の制度への信頼を損

なうと指摘した。

しかしこうした指摘そのものが、介護の範囲を著しく狭め、サービス利用本人の家族の交わりも含めたあたりまえの日常生活を否定し、同居家族との繋がりを断ち切り、介護を必要とする本人やその家族の願いを踏みにじるものであることは明らかである。食事の準備で特定の人の食事のみを準備し、他の家族の食事を準備しなかったり、洗濯で特定の人のみの洗濯をし、他の家族の洗濯をしないということが日常的になされているかどうか見れば、そのようなことはほとんどありえない。むしろ一緒に食事をすることで要介護者の気持ちが理解されるようになる。要介護者となった人が自分ができなくなったことを家族以外の誰かに援助してもらい、それまでの生活を家族と共に維持していきたいと願うのは贅沢な願いではない。むしろ雑多と思われる家事援助にこそ利用者の真の願いが込められているのである。

この「願い」を金儲けの対象にしようという企業が登場した。

ダスキンは米国企業と提携して、2001年1月から高齢者の話し相手や家事スタッフの派遣事業を始める。介護保険の適用にならないと判断できる高齢者向けケアが主な業務である。その内容は庭の草むしりや散歩の付き添い、新聞の代読、アイロンがけ、病院や理容院・美容院への付き添いなど3党が適切ではないと指摘したサービスのほとんどである。いわゆる専門的な介護・看護ではなく、日常的に求められるお世話活動である。料金は1時間2100円からで、1回3時間以上の利用が必要としている。(日本経済新聞 11月1日)

ニチイ学館が通所介護施設建設に踏み切った背景には公的責任による施設建設がこれ以上は進まないという判断があった。ダスキンの決意の背景にも同様のものがある。与党3党は営利企業の要望に応えるため、介護保険制度を一層金儲けに有利な制度へと見直ししているのでは

る。

4月1日より5日まで全国の市町村に寄せられた苦情を厚生省が集計したが、その中で目立つのは「希望しているサービスを得られない」という声であった。ホームヘルパーによる訪問介護は排泄や入浴を手助けする「身体介護」、掃除や洗濯を手助けする「家事援助」、両者を使う「複合型」の3種類を利用できる。利用料金が最も高いのは身体介護であり、事業者にとっても効率的なサービスである。したがって利用者は自己負担を抑えるために、身体介護より割安な「複合型」を選ぼうとするが、事業者は収入が低下するため「身体介護」を勧める。しかし訪問看護をはじめ、通所介護、訪問入浴など、相対的に自己負担金・利用料金の高いサービスは抑制せざるを得なく、他方家事援助サービスは限定され、また症状の軽い高齢者へのサービス提供を断るケースも報告されている。ヘルパーと利用者との関係が事務的になり、「世間話もできなくなった」という苦情すらある。自治体が公費で提供する非営利の社会福祉事業だからこそ総合的な在宅福祉・在宅介護サービスが展開できたわけである。家事援助がないと多くの独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は住み慣れた地域での生活が困難となる。しかし入所施設・生活施設の多くが要介護度の高い人々を対象とする施設であり、しかも施設は絶対数が不足しており対応できない。家事援助は高齢者が地域や在宅で暮らすための基本生活支援サービスであるが、これを介護保険の対象としないというのが与党3党であり、それに付けこんで、これを営利事業の対象としようというのがダスキンの取り組みである。

介護保険から漏れたこれらの家事援助を支えているのも社会福祉協議会等非営利の事業体であり、やはり営利企業にとっては力を削減したい対象である。

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

2. 介護保険料徴収で制度の矛盾が噴出 —保険料金の納入は納税の義務より強い?—

10月から65歳以上の高齢者（1号被保険者）からの介護保険料徴収がはじまっているが、全国の市町村自治体に苦情が殺到している。住民税非課税の高齢者に保険料の納入を請求したからである。制度開始の4月段階で保険料金を請求すべきであったが、衆議院選挙を闘えないからという理由で10月に先延ばしし、さらに参議院選挙を有利に闘えないからとして2001年10月まで特別対策として半額にしているものの、本質は半額徴収で見えてきた。住民税非課税者の保険料を免除せよという自治体からの要望に対し、政府は課税状況で低く設定し、低所得者に配慮しているように説明する。保険料金が最も低い第一段階には、生活保護と老齢福祉年金（月額3万4千円）の受給者が設定されている。しかし、この老齢福祉年金受給額より少ない年金額しか受け取っていない高齢者が253万人も存在している。介護保険料金は厚生年金や国民年金の受給額が月額15000円以上であれば年金から天引きされる。そのために第一段階よりも年金収入の低い高齢者が第二段階、第三段階に設定され、第一段階より高い保険料金を請求され、否応なく年金から徴収されるというという大きな矛盾を作りだしている。非課税という措置は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを保障するという国の義務（憲法第25条）を税制上具体化したものであり、国民の納税の義務より国民の生存権を保障する国家の義務を上位においた典型的な制度である。非課税者から保険料金を取り立てるのは憲法違反ともいえるが、政府は「皆で支え合う」「助け合う」のが保険制度であるとして、低所得者・非課税者の保険料金減免を拒否している。

しかし、直接住民の暮らしに責任を負う地方自治体にとっては、こうした矛盾を放置できず、

9月末段階で、低所得高齢者・非課税高齢者からの保険料金徴収を独自施策で減免する自治体が約150に拡大した。こうした事態に対し厚生省は改めて「保険制度の本来の趣旨に反する」と批判した。しかし介護保険を市町村の自治事務としたのも厚生省であり、保険料金減免の決定権は自治体にあり、法令に反していないこれらの措置を禁止することはできない。その後も保険料金の減免・助成制度を設ける自治体は増加しており、10月中旬には約200に達している。

また、介護サービス利用の抑制原因となっている自己負担金・利用料金問題でも、独自に減免する自治体が388自治体となっており、特に国の制度では3月末まで在宅福祉サービスを利用していた高齢者のみに限定している訪問介護の利用料金を3%に減額する制度を新規の利用者にも拡大する市町村が多くなっている。

このように動き出した介護保険制度では地域住民の基本的な人権が守れないとして、特に低所得高齢者の保険料金や利用料金を減免する自治体が急速に拡大しているのである。

3. 社会保障・社会福祉政策の二面性

(1) 社会保障・社会福祉の政策的目的すら放棄する政府・与党

社会保障・社会福祉政策は、資本主義社会において構造的に創り出される社会問題の緩和を通じて、資本主義体制の維持・存続をはかることを本質的な目的としているけれども、資本家やそれを代弁する政治家は、そのために必要な経費についての支出を拒み、できる限り資本家の負担を軽減し、「自助努力」を前提とした労働者の相互扶助に転嫁しようとする。しかし他方で社会保障・社会福祉サービスは、労働者・国民の生活問題を緩和する具体的な手段として、様々な限界を持ちながらも機能しており、その機能は生活諸要求の実現にむけての社会運動の発展によって次第に拡大していくという側面を持っている。

社会保障・社会福祉には、こうした相反する2つの側面がある。いま、介護保険制度を核として進行しつつある社会保障・社会福祉基礎構造改革は「社会問題の緩和を通じて、資本主義体制の維持・存続をはかること」すら放棄して、社会保障・社会福祉サービスを新たな資本蓄積の道具にしようとするものであり、文字通りルール無き資本主義的経営への転落と言い換えることができる。

(2) 地域住民の暮らしを守るという機能を働く者の連帯の力で

私たちの暮らしは労働による収入によって成り立っている。しかし現代社会では自分の意志に反して職を失ったり、障害や病気、年齢、性別を理由に仕事に就けないという現実もある。そうした場合に支給される年金では生活が維持できないという実態もある。現実にはリストラ・失業によって生きる展望を失った働き盛りの多くの男性が自殺してしまうという事件が全国各地で起きている。日本国憲法は、そうした困難に陥った場合であってもすべての国民に幸福追求の権利は保障されなければならない（憲法第13条）として、生存権保障の義務を行政に求めている（憲法第25条）。

社会保障・社会福祉サービスの需要者・利用者にとっては、生活に直接関わりを持つ即時的・実質的な生存権・生活権保障であるという側面を私たちは確認しておく必要がある。

しかし憲法に明記されているからといって、全ての国民に生存権が保障されているわけではない。科学技術が普及し、衣食住が有り余っているという状況下にあっても、ホームレスの人々が増え続き、しかもその人々が路上死してもニュースにもならないという時代である。憲法にどんなにすばらしいことが明記してあり、憲法に基づいて国民の基本的な人権を保障する福祉制度が準備されたとしても、困難を抱えている人々が制度を利用し、困難を解消しようとしな

ければ、何の役にも立たない。日本国憲法は国民に様々な自由の権利・幸福追求の権利と、それを実現する支えとしての社会権を基本的人権として保障しているが、他方で、この自由権と社会権は国民の不断的努力によってこれを保持するように義務づけている（憲法第12条）。

日本国憲法に基づく社会保障・社会福祉の仕組みが「基礎構造改革」されようとする状況下にあつて、私たちはこれを傍観することは許されない。

社会保障・社会福祉の水準に大きな影響を与えるものとして、政策主体と社会運動の関係があげられる。住民参加・住民自治という発想は社会運動の担い手達が政策主体となることを意味している。これからの労働組合運動は職場だけではなく、労働者の暮らしの基盤でもある地域社会も視野に入れた運動を展開すべきであり、そうした取り組みを展開しなければ人間らしい暮らしを確保することはできないであろう。

4. 地域社会を基盤に真の介護保障制度の確立を

—労働組合運動の力を住みよい地域社会の建設に—

(1) 地域社会で住民の暮らしの現実を把握する

低所得者・低所得高齢者の介護保険料金や利用料金—自己負担金の減免・助成制度を確立したり、新たな地域福祉計画を策定している地方自治体における社会的な活動は、暮らしに困っている人々の暮らしを何とか「してあげる」という強者から弱者への運動ではなく、共に困難を分かちあい、解決しようことのできる対等平等の人間関係を基調とする活動であり、そうした活動を展開するために、それぞれの暮らしの中身を理解し合うことを大切にしている。

人々は働いて収入を得、その収入によって家族も含めて、納得できる暮らし、満足できる暮らしを実現しようと努力している。しかし現代社会では自分の意志に反して職業を失い、収入

特集・社会保障後退と労働者生活の悪化

が無くなったり、家族が崩壊するということがある(図1参照、三角形の底辺A-BがA-Cに縮小)。そうした場合、生活問題・暮らしの困難を相談でき、解決しようとする仲間の力、地域社会の自治の力、地域社会の連帯の力、地域福祉を推進する力(三角形の左辺A-H)があり、またそれを人権侵害の問題として積極的に取り上げ、解決しようとする行政の姿勢並びに行政サービスが整っていれば(三角形の右辺B-H, C-H)、その暮らしの満足度を維持することは可能(三角形の頂点H)である。

しかし、地域社会の自治・連帯の力が弱かったり(三角形A B I)、行政サービス水準が低かったりする(三角形A B L)と、たとえ暮らしの基盤がしっかりしていたとしても、その暮らしの中身は縮小し、さらに暮らしの満足度も著しく低下(先に示した三角形の頂点IやL, KはHと比べ低下する)する。中でも特に地域社会の自治・連帯の力が弱いと事態は深刻になる。何故ならば行政サービスの水準が日本国憲法の示す権利保障水準に比較し低い場合、私たちは地域社会でそれを改善する実践を展開すれば事態は改善できるが、それが不可能な場合、地域住民の暮らしの中身はどんどんと縮小(三角形A B H, 三角形A C Hから三角形A C Jへと縮小)し、やがて孤独死や自殺へと追いやられるからである(図1参照)。介護保険料金や利用料金の減免・助成の制度を確立している地方自治体における取り組みの中に、この3つの視点から地域活動の課題を分析し、活動を組織

しているという教訓を見ることができる。

(2) 専門職や自治体と地域住民の幸福追及の権利を守る協働の取り組みを展開しよう

これらの地方自治体における地域住民活動の特徴は、困難をかかえた個人を中心にそれを取りまく(1)家族、隣り近所の人、隣組、自治会関係者、児童委員・民生委員、婦人会・老人会・PTA・労働組合等住民諸団体、ボランティア等の地域住民の力、(2)医者、看護婦、保健婦、ケースワーカー、ホームヘルパー、教師、保育士等地区に関わる専門職の力、(3)診療所、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、保健所、保育所・幼稚園、学童保育所、小学校、中学校、高等学校、職業安定所、企業、障害(児)者施設、高齢者施設等の地域の福祉・医療・教育推進のためのあらゆる関係機関の力を包括した地域活動の展開という点にある。

低所得者・低所得高齢者の生活不安を解消し、人権と福祉が大切にされる地域社会を実現するために、地域に関わるあらゆる分野の人々や機関・施設の参加と協力を得ながら、地域住民が主人公となって(1)「個人」と「地域」の問題発見を行い、(2)問題を創りだしている原因や背景を明らかにし、(3)克服すべき課題を設定し、対策を考え、(4)実践計画・活動計画をつくり、計画に基づいて統一的な地域活動を展開し、(5)その到達度を点検しあい、次の取り組みを考え、(1)新たな問題発見を行うという活動を繰り返しつつ(図2参照)、誰もが安心して

図1 満足できる生活・自立した生活・幸福追求の水準度

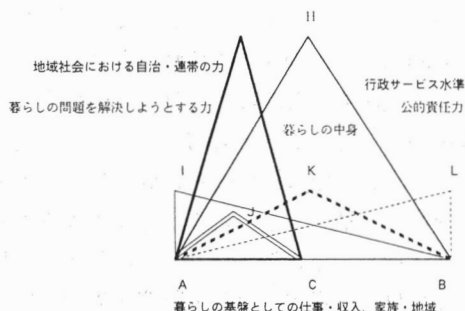
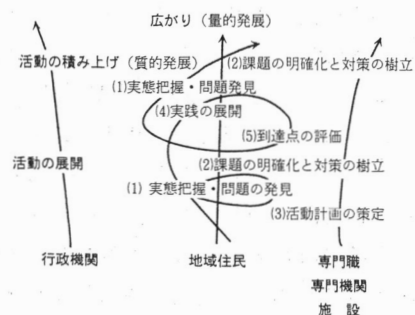


図2 地域福祉推進の3つの力と活動の展開図



住み続けられる地域づくりをめざしている。

従来型の地域住民活動・運動の多くは、それぞれのライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、養護学校、社会教育機関、社会福祉施設、保健所、病院、企業等に分けられ、産業・就労対策、福祉対策、教育対策、保健衛生対策等とそれぞれがバラバラに対応してきた。しかし、これからは、地域住民と専門職、行政と専門職、専門職と専門職「架け橋」的役割も果たし、地域ぐるみで健やかな子ども達を生み育てる取り組みや、地域ぐるみで高齢者や障害を持っている人々が健康で生きがいあるまちづくりの取り組み等を、「人権と福祉のまちづくり」という同じ視点で位置づけ、地域住民、行政機関・専門機関、諸団体等を総合化し、それぞれの地域社会に見合った最も効率的な地域住民活動を展開することが求められている。

地方分権が重視され、地方自治・住民自治のあり方が問い直されるようになっているが、本当の地方自治・住民自治を確立するためには、行政からの一方通行ではなく、高齢者や障害を持っている人々、子育て最中の世代、子ども達、低所得者や一人親家庭など様々な階層の地域住民の主体的な参加による活動が不可欠である。

憲法改悪も視野に入れた社会福祉・医療・教育保障という国家責任の大幅な後退、福祉・医療・教育のサービス産業化・営利事業化を止めさせ、地域住民の生命や暮らしを守るためにも、地方行政機関や福祉・医療・教育の専門機関施設に働く者や、その労働組合は、必要な情報や知識を地域社会に積極的に還元し、地域住民との協働の取り組みを組織し、地域住民とともに、地域の福祉を推進する力、住民自治の力を形成しなければならない。

(やまもと としつぐ・大阪千代田短期大学)

次号No42 (2001年春季号) の主な内容 (予定)

・巻頭論文 = 「21世紀を迎えての政治経済の諸問題」

戸木田嘉久

(特集) 財政危機打開の基本方向

・鼎談 財政危機=問題の所在と打開の方向・課題

岩波 一寛 (財政学)
今宮 謙二 (金融論)
大木 一訓 (国民運動論)

・特集論文

①梅原英治 ②垣内 亮

・個別論文

「見えない手」から「見える手」へ
——国連社会開発調査研究所報告に見る

天野 光則

国際独占資本の横暴を規制する国際的潮流の台頭——

(国際・国内動向)

- ① 全労連国際シンポジウム
- ② 社会保障構造改革
- ③ 司法改革
- ④ 教育改革

藤吉 信博
草島 和幸
山田善二郎

(書 評)

- ・森岡孝二著『日本経済の選択』
- ・丸山恵也他著『現代日本の職場労働者』
- ・香川正敏著『第三セクター鉄道』『第三セクター鉄道と地球振興』

藤田 実
境 繁樹
下山 房雄

(新刊紹介)

- ・河相一成著『恐るべき「輸入米」戦略』

石黒 昌孝

(他に書評・新刊紹介など。題はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります)

発行予定日 2001年3月15日予定



良いニュースだが、なお問題が —低賃金研究所報告—

「The New Review」から
宇和川 邁 訳

最低賃金が導入されてから最初の新賃金調査は、少なからず勇気づけられる動向や注意を払う必要のある領域をしめしている。低賃金研究所は報告する。

今年の新賃金調査は、長い間、われわれが見ることのなかった重要なものをふくんでおり、良いニュースである。数年にわたる不況の後、男性と女性の間の賃金格差は目立って縮小した。

このことだけではなく、最も賃金の低い労働者と最も賃金の高い労働者の間で増大していた賃金格差は安定化した。実際、10分位最低位の週賃金は、僅かではあるが10分位最高位のそれよりも上がった(3.7%に比べ4.3%)。

このことについての明白な理由は、1999年の新賃金調査は最低賃金の到達段階を反映しているということである。女性は賃金の最も低い労働者の大多数を構成しているという事実は、時間当たり3.60ポンドに低く設定された最低賃金でさえも、性別格差の縮小に影響をおよぼしているということを表している。

1998年4月と1999年4月の間に、男性の週賃金の上昇が3%であるのに比べ、女性の上昇は5.3%であった。

女性と男性のフルタイムの週賃金における格差の縮小は、1981年と1991年を除く過去20年の他のいかなる年よりも大きかった。

パートタイムで働く女性の最も低い時間賃金や週賃金は、全体の中で最も上昇した。かれらは年間を通して平均6.3%の上昇であり、最低賃金による影

響をほとんど受けなかった男性フルタイムのほぼ2倍であった。

新賃金調査は、パートタイマー、とくに女性や若い人々をきちんとカバーしていない。これは、この調査は源泉課税システムにもとづいており、かれらは週当たり83ポンド以下であるために、しばしば源泉課税システムの外におかれるからである。

このことは、実際には、低い賃金の労働者は、おそらく公式に表示された額よりも多く賃金を手に入れていることを意味している。

様々な職業を見れば勝者と敗者がある。最も低い賃金の一部の職業、とくに女性については劇的といえる上昇であった(表1、2)。

(表1) フルタイムで働く女性の平均時間賃金
1999年4月

職 業	平均賃金 (1999年4月)	変 化 (1999年/1998年)
バーテンダー	4.28(ポンド)	8.4(%)
洗濯人/ドライクリーナー	4.38	2.8
ガソリンスタンド係	4.45	8.8
調理人	4.53	8.6
ウェイトレス	4.62	9.7
配膳助手	4.63	4.8
美容師	4.64	11.8
清掃係	4.64	3.1
精算係	4.73	6.1
保育助手	4.86	6.6

資料出所:新賃金調査 1999年

美容業、それは最低賃金によって最も大きな利益を獲得した部門の一つであるが、美容業の女性の賃金は、1999年4月に至る1年の間にほぼ12%上昇した。次いでウェイトレスは9.7%、女性のバーテ

ンダーおよび調理人はともに8%以上上昇した。

(表2) フルタイムで働く男性の平均時間賃金
1999年4月

職 業	平均賃金 (1999年4月)	変 化 (1999年/1998年)
調理人	4.43(ポンド)	7.3(%)
バーテンダー	4.59	2.5
精算係	4.65	-1.5
ホテルボーイ	4.66	-4.3
ウェ이터	4.77	-1.4
洗濯人/ドライクリーナー	4.87	2.5
配膳助手	4.90	2.3
清掃係	5.15	4.3
農業労働者	5.35	4.1
リフト係/駐車場係	5.45	2.3

資料出所:新賃金調査 1999年

誰もがそうにうまくいっているわけではない。清掃および洗濯業の労働者の平均賃金の上昇は全国平均値以下であった。

興味深いことであるが、男性はこれらの職業の大部分であまり良くなかった。男性と女性の間の賃金格差は、職業市場のより低い賃金の末端においては、傾向的に常に小さい。

最も低い賃金の男性についての平均値は、変化どころか、一部については下がった。多くの職業について、現在、男性の平均値は女性のそれに接近しているが、たとえば調理人の場合には平均値以下である。

賃金格差が縮小することは、女性がキャッチ・アップをまさに断ち切られてきたと考えられる長い期間を経て到達したもので、刺激的なことではあるが、保持されてきた賃金格差の規模の大きさは忘れることなく覚えておく価値がある。

フルタイムで働く労働者の間では、男性の週賃金は442.40ポンドで、女性の326.50ポンドに比べなお35%高い。1998年においてはこの数値は38%であった。

平均時間賃金の格差は当初からより小さいものであったが、あまり縮小していない。この尺度をもとに、男性の賃金は10.68ポンドで、女性の8.71ポンドより22.6%高い。昨年の格差は23.9%であった。

このことは、最低賃金は別として、キャッチ・アップの主な理由の一つは、稼働時間における変化を表している。実際、1999年において、男性の稼働時

間は前年よりも僅かに短縮されたが、女性は同じ状態にとどまっていた。

同様に、最も低い賃金の労働者が最も高い賃金の労働者よりも賃金がより大きく上昇したという変化には勇気づけられるが、その格差はなお非常に大きい。フルタイム賃金の10分位トップの標準である週645ポンド、それは最高位10%の賃金が始まるポイントであるが、なお10分位最低位の標準である週190ポンドの約3.5倍である。

また、10分位最低位にある人々は、10分位トップの人々よりも平均上昇値は大きかったが、かれらの相対賃金にはなお大きな隔たりがある(表3)。このことは、男性においても女性においても違いがない。その格差は過去20年のいかなる年よりも大きい。

(表3) フルタイムで働く全労働者の10分位最高位賃金に対する最低位賃金の比率
1979年-1999年

年	男 性	女 性
1979	43.05(%)	41.32(%)
81	39.09	39.39
86	34.73	38.27
88	33.08	35.74
90	32.19	34.97
93	30.80	33.31
94	30.93	33.30
95	30.29	32.76
96	29.85	32.61
97	30.23	32.72
98	29.76	32.65
99	29.66	32.52

資料出所:新賃金調査 1999年

表れている大きな変化は、不平等の縮小ではなく、標準である3.60ポンド周辺への低い賃金の労働者の集約化である。変化したのはまさに賃金分布の最下部である。

図1はこのことを明白にしめている。1999年においては、1998年におけるよりも非常に低い賃金の人々、とりわけ時間賃金が2~3ポンドの間の人々はかなり減少したが、労働者の大部分は、現在、3.60ポンドあたりに所在している。

国民統計局は、全使用人の1.9%、約50万人は、その賃金が3.60~3.69ポンドの間にあることを明らかにしている。これは、最低賃金による影響がおよぶことが期待されているすべての人々の4分の1に相当する。

国際・国内動向

新賃金調査から除かれている低い賃金のパートタイマーが含まれるなら、この数値はかなり高くなるとおもわれる。

ある点では、このことは良いニュースと考えられるかも知れない。最低賃金は明らかに影響をおよぼしており、全くばかげた賃金の人々は以前よりも減少している。

他方、一部の職業や部門の範囲において、現行賃金となっている最低賃金の危険を際立たせている。

そのように、多くの使用者が最低賃金は支払うが、それ以上ビター一文も支払わず、それによって賃金引上げのメカニズムを欠くということであれば、多くの人々は何年も、この賃金に固定されることになるだろう。このことは、さもないと、3.60ポンド以上に上がったかも知れない一部の人々を含めることが可能であったであろうが、それらの人々の使用者はこの低い水準を公式に是認されたものとみなしているということである。

この水準にある労働者は、年1回の計画的な賃上げを手にするとはほとんどない。ほとんどは労働組合と雇用者間での労働協約の外におかれ、段階的に増額する賃金体系のもとにあるのはごく少数の人々である。そのように、これらの人々の賃金は、これらの賃金体系にカバーされている多数の労働者の賃金に後れを取る結果になっていく。

1999年をはじめから、われわれは、電話相談にコールしてくる一群の人々と接触をもった。われわれは、何年も賃金の上昇がなかったと言っていた多数の人々が、現在、最低賃金を獲得していることを知った。

かれらは、政府がその賃率を上げるまで、ビター一文多くを手に入れることを期待していなかった。

一部の人々は、賃金審議会が廃止された1993年以来、時期が早まって賃金上がることはなかった。

固定的な最低賃金は、保護すべき人々の賃金の下限となるよりも、むしろ上限となる危険を招く。

賃金分布についてのもう一つの注目すべき事実は、たとえ前年よりも少ないとしても、なお賃金が3ポンド以下の多数の人々を含んでいるとおもわれることである。

このことは、最低賃金の回避手段が広く行き渡っていることを意味するのだろうか？ 残念ながら、われわれは、いまの時点で断言することはできない。公式な数値は、明年のこの時期までは明確な回答を与えないだろう。

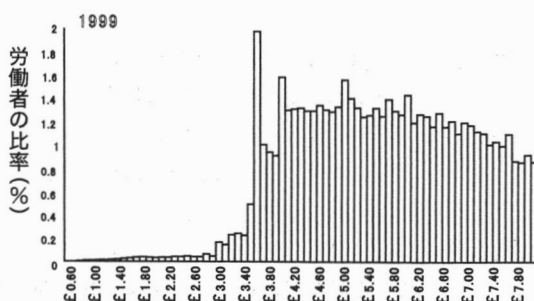
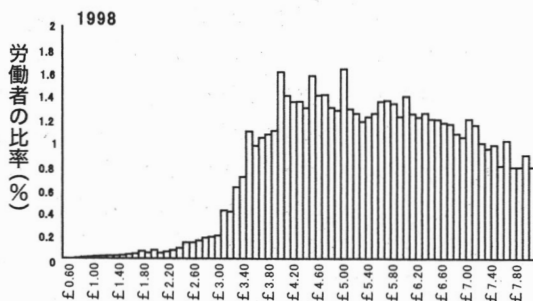
問題は、新賃金調査のフィールド・ワークは1999年4月14日までの期間を基礎としているということである。このことは、4月の間に最低賃金を手にした一部の人々は、かれらの旧賃率にもとづくデーターの中に表れるということの意味している。そしてまた、その数は、見習いあるいは養成工、最低賃金から除かれるその他の人々を含めてもよいと考えられる。

国民統計局は、それぞれ独自に作成される二つの公表資料よりも低い賃金の規模について、より信頼性のある推定値を引き出すために、新賃金調査を労働力調査と統合した。

都合の悪いことに、労働力調査は四半期ごとに実施され、関連四半期は3月から5月であるが、最低賃金の導入期をがっちりと跨いでいる。

さらに、このことは、法律に従っている一部の使用者は、最低賃金が施行される以前に面接調査を受けているために、最低賃金を支払っていない使用者

図1 時間賃金の分布；全成人労働者の賃金



としてデーターの中に表れることを意味している。

統合された調査は、全成人使用人の中の5%、120万人が最低賃金以下という数値をしめしている。

われわれが断言できることは、法定の最低賃金以下である人々の数値は、1998年春と1999年春の間に急激に減少したということである。前年に対応する推定値は8.1% (190万人) である。言い換えれば、この推定値は40%下がったということである。

われわれは、これをグラスの半分は空であると見るべきか、あるいはグラスの半分は満たされていると見るべきかどうかについて断定することは困難である。確かに、イギリスの使用人は、最低賃金を無視してはいないし、賃金階級の最下部にある多数の

人々は明らかに利益を手に入れている。しかし同時に、最低賃金制度の施行を確実にさせるための計画的な努力と協力が広く行われなくてはならない。

より重要なことは、女性や最も低い賃金の人々は、今年の利益は、まず間違いなく1回限りのものだということを知るだろう。今の政府の政策や雇用慣行を変化させることなしに、もしも、われわれが明年のこの時期に報告すべきこのような良いニュースを手に入れるとするなら、それは驚くべきことだろう (Low Pay Unit 発行「The New Review」/1999年11・12月号から)。

(うだがわ・わたる・理事・労働問題研究者)

「見える手——社会開発に責任を負う」 ——国連・社会開発調査研究所 (UNRISD) 報告が大企業の 社会的責任・規制強化を強調

宮前 忠夫

国連の自治機関である社会開発調査研究所 (UNRISD) は2000年6月30日、大企業、とくに多国籍企業に、社会的責任を果たさせるためには外部からの規制が必要であるとする報告書を作成し、同30日、「ジュネーブ2000年フォーラム」で公表した (以下、報告書と呼ぶ)。「ジュネーブ2000年フォーラム」は同地で開催された国連社会開発特別総会と並行して、非政府組織 (NGO) や労働組合などによって開催された。

アダム・スミスによって理論化されて以来、自由主義 (自由放任経済) を唱える人々によって支持されてきた「(神の) 見えざる手 (invisible hand)」が、とくに1970年代にアメリカで復活し、新自由主義と多国籍企業が推進するグローバリゼーションを擁護する理論的支柱の一本となった。そして、いわゆるグローバリゼーションの否定的側面が明らかになり、批判が高まるにつれ、自由主義

者の一部を含む広範な経済関係当事者、関係諸機関、NGOを含む諸組織の間で、グローバリゼーション推進の中核である多国籍企業・多国籍金融資本を中心とする大企業への新たな規制、国家や国際機関の「見える手」、を求める声が強まっている。信頼と責任こそが企業の誘導指標であるとするノーベル経済学賞受賞者アマルティア・センもその一人である。

こうしたなかで提出された今回のUNRISD報告書は、協調的立場からのものという制約はあるとしても、国連機関の報告であることに加え、その内容、タイミングの点で大きな意味がある。そこで、社会的責任論、労働組合運動に関する部分 (章別では第1、5章) を中心に、日本企業への言及にも留意しながら、紹介したい。

なお、本稿の引用文中の〔 〕内は宮前の注、名詞右上の* は原文が複数形であることを——必要に応じて最小限——表示したものである。

国際・国内動向

1. 報告書の概要と問題提起

報告書は「見える手——社会開発に責任を負う (Visible Hands—— Taking Responsibility for Social Development, An UNRISD Report for Geneva 2000)」と題し、英文で本文173 ページ、概要など約20ページから成る。

全文を見るために——本来なら「概要」を訳すべきだが、紙幅の制約のため——まず、目次を紹介する (●は節を示す。第1、5、8章を除き、章のみ訳出)。

「見える手——社会開発に責任を負う」の目次

謝辞、序文、概要

第1章 人間の仮面をかぶったグローバリゼーション

- 開発から構造調整へ
- 社会サミット
- グローバリゼーションと成長
- 雇用における好ましくない諸傾向
- 貧困と不平等
- 失敗の原因
- 成長と社会開発に関する新しい視点(「社会基準のグローバル化」の項を含む)
- 人間の仮面をかぶったグローバリゼーション

第2章 誰が支払うのか? 社会開発の財源問題

第3章 脆弱な民主主義*

第4章 公的部門の新しい使命

第5章 企業への責任要請

- 対立から協調へ
- 企業の動機
- 遅々とした進歩
- 対立への代案
- ハードからソフトへ

第6章 市民諸社会

第7章 女性の開発権の獲得

第8章 開発の持続

- 持続可能な都市*
- 持続可能な農業*
- 持続可能な水の供給*
- 森林保存

●現実* の許容

●継続性が変化か

報告書は「第1章 人間の仮面をかぶったグローバリゼーション」の部分でグローバリゼーション下の社会開発のとりくみの到達点・現状をのべたうえで、問題提起を行っている。

それは章の冒頭で次のように概括されている。

「グローバリゼーションは多くの社会〔=家族から会社、各種組織・団体から国家、国際機関までの各種『社会』〕を分裂させつつあり、貧困撲滅にほとんど貢献していない。国際金融諸機関は新自由主義モデルが有害な結果をもたらしたことをしぶしぶながら認めるようになってきた。しかし、国際金融諸機関は、より人間的な——かつ、より生産的な——開発形態に移行するのではなく、被害に仮面をかぶせ覆い隠す方を選好している」

そして章末で、「人間の仮面をかぶったグローバリゼーション」ということの意味を次のようにのべている。

「政治的、経済的諸措置において人間的価値を増強するような徹底的改革をと要求する声が今日、強まっている。しかし、現状では、変化はうわべだけのものに見える。実際、私たちが目にするのは、きつと人間の仮面をかぶったグローバリゼーションであろう。人間的価値が政策立案の中心に据えられておらず、片隅に追いやられ、うわべだけ糊塗されている」

つまり、報告書がとらえるグローバリゼーションの現状は「うわべだけ糊塗されている」——マイナス面の本格的な修正が回避されている——それだということである。

第1章では、この引用部分に至る間で、「グローバリゼーションと経済成長」、「社会サミット」、「雇用における好ましくない傾向」、「失敗の原因」、「成長と開発に関する新しい視点」などの節が設けられ現状分析と問題提起がなされている。そして、たとえば、「失敗の原因」の節では、この20年間、「見えざる手」の合理性を過信する傾向と、社会政策と市場との関係に対する理解の欠如という傾向がみられたことなどが指摘されている。そして、「新しい視点」としては「社会基準のグローバル化」などが示唆さ

れている。

2. 大企業の二重人格的対応に「見える手」を

報告書は第5章で、「市場の見えざる手」への依存を問い直し、多国籍企業が社会的責任をとることを要請している。

まず、多国籍企業の現状について、「多国籍企業は未曾有な規模で地球を覆っている。現在、約6万の企業が世界の輸出の三分の一を占め…1998年には、上位5社〔＝GMなど5社計7089億ドル〕で最貧100カ国の国内総生産（GDP）総計〔＝3378億ドル〕の2倍を超える年間収益を得た」と指摘し、「社会サミットの時期までは、グローバリゼーションと経済自由化が、見合った責任の増大なしに、企業にはるかに大きな自由を許していたことは明らか」としている。

ついで、1970年代から今日までの数次の社会サミット、99年の「OECD（経済協力開発機構）多国籍企業指針」にいたる国際的・歴史的な経過を紹介。さらに、そこからの教訓をふまえ、企業の責任は多くの場合、「自主規制」、「行動規範」の形でしか規定されておらず、規範を導入した企業の割合も少ないこと、検証方法も大企業本位で不十分なものとして分析する。そして、多国籍企業の自主性に任せておくと、

最低限の断片的責任のみをなんとかクリアしようとする程度にとどまってしまうと指摘している。

報告書はまた、すべての大企業の共通の特性として、消費者・公衆との関係で「弱み」をかかえており、環境対策によるブランド・イメージ向上と人権侵害の板挟みになっており、「ダブル・スタンダード（二重基準）」を設けていることを強調する。そうした企業行動の例として「日本のある材木会社がミヤンマーで、独裁政権と提携して森林を伐採している」ことや、「ジキルとハイド（二重人格的）企業」の例の一つとして、「三菱グループ」を次のように紹介している。

「三菱グループ この日本のコングロマリットは一連の環境プロジェクトをもち、責任性イメージを育んでいる。その一方で、同グループは、熱帯雨林の主要な破壊者であるとの確認もされてきており、最近まで、メキシコの環境的影響を受けやすい一地域での巨大製塩プラント計画の件で非難されていた。メキシコ政府は2000年始めに、この計画を取り消した」

報告書は結論的に——「対立への代案」の項で——「企業行動への最も強力な影響は外部からのもの——政府による規制、消費者の圧力、市民社会（civil society）の行動主義である」と強調している。

（みやまえ ただお・会員・欧日問題研究者）

「男女雇用機会均等対策基本方針」の民主的活用

大塚 明子

基本方針策定の経緯

平成11年4月から施行された改正男女雇用機会均等法（以下「改正均等法」という。）において、従来、事業主の努力義務であった募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理全般の女性労働者に対する差別が禁止された。この改正均等法第4条に基づき、「男女雇用機会均等対策基本方針」（以下「基本方針」と

いう。）が本年7月に策定された。基本方針は、均等確保等の施策の基本的方向を示したもので、平成12年から16年までの5年間適用される。

この基本方針の策定は、昭和61年の男女雇用機会均等法（以下「旧均等法」という。）施行以来、62年と平成4年に続く3回目となる。過去2回の基本方針は、旧均等法が、第2章の均等確保対策に加え、第3章に女性労働者の就業に関する援助措置等とし

国際・国内動向

て、再就職の援助や福祉施設に関する規定が設けられていたため、それに沿って幅広い内容となっていた。改正均等法においては、母性保護に関する規定、福祉関係規定削除され、均等確保分野に絞られたが、策定された基本方針は、均等確保対策に加え、労働省が所掌する女性労働対策のほぼすべてを包含するものとなっている。

労働省は、この基本方針の策定に際して、これまで、女性労働問題の研究会等を開催し、女性労働を取り巻く情勢や今後の施策について検討を行ってきた。今回も、平成11年7月から平成12年2月までの間、「雇用均等政策研究会」を設置して検討を行ない、政策提言として報告書が取りまとめられ、基本方針に全面的に盛り込まれた。

基本方針の概要

1 女性労働者の職業生活の動向

I T・グローバル経済化、少子・高齢化の進行など経済社会の転換期にあつて、女性労働者は、量的にも質的にも変化しているが、失業率の増大と失業しても非労働力化しない傾向がみられ、男女の賃金格差もいまだ大きい。

企業の雇用管理は、旧均等法施行以来十数年が経過し、改正均等法により、すべての差別的取扱いが禁止され、改正労働基準法により、女性の時間外・休日労働、深夜業の規制が解消されて、女性の配置等の職域は拡大したが、厳しい経済情勢の下で、女性管理職の比率は低く足踏み状態にあり、女子学生の採用に不利な取扱いや妊娠・出産を理由とした解雇、差別的な退職・解雇などがみられる。女性労働者からの相談も増加している。機会均等調停委員会への一方申請が可能になったことにより、平成11年度の申請は増加した。また、改正均等法に盛り込まれたセクシャルハラスメントの防止対策については、特に、中小零細企業で対応が遅れており、事実上の男女格差を解消するための企業の積極的取組(ポジティブアクション)も、全体的に認識が不十分である。

妊娠・出産で退職した女性労働者の割合は、長期的にみて低下傾向にあるが、女性の育児休業取得者は、半数弱、男性の取得者は、育児・介護休業とも僅少である。

パートタイム労働者は、増加傾向にあり、専門的・技術的職業や役職者など職域の拡大や多様化、勤続年数の長期化傾向がみられるが、一般労働者との賃金格差は、拡大傾向にあり、労働条件をめぐるトラブルの防止、就業調整の問題等が課題である。

経済社会の変化に伴い、企業の雇用管理は、人事・処遇制度を年功から能力・成果重視へ見直す動きがみられる。また、パートタイム労働者、中途採用、派遣・契約社員等の多様な人材を活用する動きがあり、女性の働き方の選択肢の拡大になると同時に、単純・定型的業務等にパートタイム労働者を増加させる傾向もある。コース別雇用管理制度は、大企業を中心に導入され拡大しているが、事実上の男女別雇用管理として機能する例もある。

女性労働者の就業パターンは、長期的なキャリアプランにたつて進路や資格取得をする女性が増えており、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備や長時間労働、職場優先の組織風土等に問題がある。パートタイム労働、派遣労働などの就業形態の多様化は、女性労働者のニーズに合った働き方を可能にする一方、正社員として働けないため、やむを得ず選択している女性も少なくないことに留意する必要がある。

2 均等確保等の施策の基本となるべき事項

施策の基本的考え方としては、均等法の基本理念を踏まえ、女性を取り巻く経済雇用環境が変化している中で、均等確保対策等を中心に総合的対策を推進する。

「具体的施策」においては、均等確保対策について、積極的な行政指導と企業のポジティブアクションを促進し、実質的な男女の均等確保の実現を目指す。派遣労働者についても、改正派遣労働法に沿った取扱いがされるよう周知を図る。行政指導に当たっては、助言・指導・勧告の各措置を厳正に講じ、企業名の公表を念頭におきつつ改善を図る。コース別雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう的確な指導を行う。深夜業の規制解消に伴う女性労働者の就業環境の整備についても、指針に基づき指導等を行う。昇進、解雇等の相談が増加している中で、機会均等調停委員会制度等の個別紛争解決の援助が活用されるよう周知、相談機能の強

化を図る。女子学生の就職問題については、法違反の是正指導等を行う。事実上の男女格差を解消するため、企業のポジティブアクションについて普及を図る。相談が増加しているセクシャルハラスメントについては、事業主の防止対策について周知と積極的な行政指導を実施する。

間接差別や男女双方の差別を禁止する法制度を含め、実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策について幅広い検討を行う。

また、母性保護対策の充実を図るとともに、妊娠、出産を理由とする不利益な取扱いがないよう雇用管理の在り方等の検討を行う。

仕事と育児・介護との両立の促進に向けた制度の定着促進・充実を図る。そのため、子育てを行う男女労働者の長時間の時間外労働を免除する制度や子どもの看護休暇制度のあり方等について検討を行う。介護制度についても総合的な検討を行う。労働者の仕事と育児・介護の両立が図れるよう、短時間勤務、在宅勤務等柔軟な働き方の普及促進と年間総実労働時間1800時間の達成・定着。転勤等に当たって、家族的責任への配慮を行う等のファミリー・フレンドリー企業を支援する。

パートタイム労働者の通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅ワークの健全な発展のための施策を推進する。

以上のような男女均等確保のための条件整備としては、個別の労使紛争に対する相談・解決機能の拡充について検討する。働き方に関わる税制、社会保障制度の諸制度・慣行を中立的なものにするため、関係機関等の検討を促す。都道府県労働局の雇用均等行政と労働基準行政、職業安定行政との連携を一層密にし、効果的な推進、行政サービスの向上に努める。男女共同参画社会基本法に基づく総合的・計画的な関連施策との連携を図る。さらに、労働省、厚生省の統合を踏まえ、雇用の分野の均等確保を一

層進めるため、両省の施策の総合的、効果的な実施を図る。

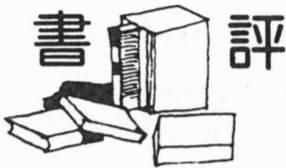
基本方針の民主的活用に向けて

以上、基本方針の内容を詳しく紹介したのは、この第3次の基本方針が、旧均等法のそれと比べて、均等確保等の現状分析でかなり問題点を明らかにしつつ、その施策が一定の積極性・具体性を持っているからである。この背景には、何よりも、IT・グローバル経済化、少子・高齢化という経済環境の変化が、もはや従来の雇用管理方式では対応しきれないという認識が強く働いていることに加え、女性労働者のおかれた状況がそれだけ厳しいことの反映でもあるといえる。

しかし、その方針の中では、進行する能力・成果主義の雇用管理を、性差ではなく、個人差を重視した制度で、均等取扱いの推進に好ましいと評価し、また、パート、派遣、在宅ワークなど、急速かつ無制限に広がる不安定雇用を、女性にとって柔軟で良好な就労形態として位置づけ、普及していくとしているなど、「産業再生」に賭けた政府・財界のリストラ・「合理化」、搾取強化の軌道に沿った均等確保対策であることに変わりない。

一方、「具体的施策」の中には、均等確保のため、企業名の公表を背景とした積極的な行政指導や調停委員会の活用促進、育児・介護の支援措置、行政の相談・解決機能の拡充など、女性労働者が活用できる施策も多く盛られている。これらを踏まえ、女性労働者の実質的な均等確保と雇用の安定を実現させるためには、改正均等法・基本方針、改正労基法などを民主的、具体的に活用し改善させる運動の強化が求められる。それは政府・財界の能力・成果主義雇用管理に対抗する手段でもある。

(おおつか あきこ・会員・女性労働問題研究者)



李捷生著

『中国「国有企業」の経営と労使関係 鉄鋼産業の(1950年代～90年代)』

座間 紘一

改革開放期の中国は中央集権型の行政的計画経済からいわゆる「社会主義市場経済」へと転換を進めている。国家は国民経済の全面的規制者から財政・通貨・金融などマクロコントロールの管理主体へと転換し、市場は資源配分の主要な規制者へと転換しつつある。市場経済化は生産物、サービス、労働力、不動産、資金、資本の商品化へと深化し、所有制、価格・流通、財政・金融の全面にわたって、ハード・ソフト面から市場経済化に向けての施策が打ち出されている。国有企業改革は国家計画の単なる執行体から、企業自主権を拡大の方向で進められてきた。① 先ず企業利潤留保と企業による留保利潤の使用権拡大、②次いで所有権と経営権分離をめざす請負契約制、③更に所有権改革を含む「現代的企業制度」樹立段階にいたっている。所有制面では大型国有企業については全面的私有化には進んでいないとはいえ、株式化が進められ、企業の国家からの独立性は次第に本格的なものになりつつある。

本書は中国鉄鋼産業の事例分析を通じて、1950年代から90年代初期にいたる中国国有企業の労使関係を、企業の経営・管理方式の変遷過程と関連させつつ考察することを課題としている。上の国有企業改革の段階区分によれば主として①と②の段階が分析の対象となっている。構成では第Ⅰ部で改革前史としての指令性計画経済期の政府の直接経営下での労使関係で、政府の直接経営方式の下での「固定工」、「平均主義」的低賃金成立の仕組み、これが生み出す生産性低下メカニズム、そこでの企業党委員会指導制の動員機能の役割とその限界などを論じている。第Ⅱ、Ⅲ部では経営請負制段階での中国の代表的鋼鉄企業である首都鋼鉄公司（「首鋼」）と宝山鋼鉄公司（「宝鋼」）を取り上げ、既存の設備に新たな技術

を「接ぎ木」していった「首鋼」、80年代最新鋭の設備体系を導入した「宝鋼」の労務管理の実態を技術移転のあり方との関連で対比的に考察している。第Ⅱ部が本書の中心部分である。

国有企業改革を見ると、国家—企業—従業員の関係のなかで国家と企業、企業と従業員の二つの環を相互に関連づけて考察しなければならないが、本書の特徴は企業内での生産・労働過程、分配過程での人と人との関係を基本にして国有企業の経営・管理方式の変化を考察していることである。国有企業の自主権の拡大に対応して、企業組織・企業経営のあり方が変化し、企業の技術・設備の態様、生産管理・生産組織、労働管理・労働組織、人事・給与管理も変化しつつあるが、これらを包括的に取り上げた研究はこれまではなかった。中国国有企業の経営・管理方式と労資関係論での先駆的業績であると言える。

著者は日本で労働経済学に関する精緻な学問的方法論を学んで、その方法論と外国人にはできないネイティヴならでの詳細な聞き取り調査と事実収集とを結合している。鉄鋼という基幹産業の選択、「首鋼」、「宝鋼」という中国の代表的国有企業であるとともに国有企業改革の旗手である企業の系統的研究は今日の研究状況から見て必要不可欠なもののひとつといえよう。国有企業改革の実像を浮かび上がらせてくれる質の高い実証研究で、教えられるところが多い。

以下、いくつか疑問に思った点をあげると、第一に、第Ⅰ部で述べられている企業内党組織の役割についてである。著者は企業党組織は従業員の分配利益に偏奇し、政府主管部門と駆け引きする主体であるとし、政府の代表としての性格が弱くなり、従業

員の代表としての性格が強くなるとしているが果たしてそうだろうか。例えば武漢鋼鉄会社の争議事例では臨時工から固定工への切り替え、固定工の給与引き上げはおこなわれたのかどうか。企業党组织での一般党员への思想教育と締め付けだけで争議が終わったのか。そうだとすれば企業党组织の従業員の立場からの国家の立場へ転換であり、従業員に対する裏切りである。一概に「政府の代表としての性格が弱くなり、従業員の代表としての性格が強くなる」とは言えないのではなかろうか。

第二に、「首鋼」の量的・質的両面の国際的水準への成長が国家の特殊な優遇政策、特に他の企業よりも大きな自主経営権の付与、および首鋼独自の企業改革によって成し遂げられたという場合、後者の貢献度がいかなるものであったのかについては確たる結論が出されていないように見える。その後の首鋼の動向から見ると著者にとっても依然として残された検討であろう。

第三に、「首鋼」の分析で、経営請負制下での企業の国家に対するバーゲイン力と請負条件を上手く利用した経営方式による経営拡大の実態がよく分析されている。「首鋼」はこの段階では未だ規範化されていない株式化・資産売買を通じた資産運用により経営を拡大したのである。所有関係を規範化する段階に至って首鋼の経営方式は破綻を来した。ここでは政府と企業との関係はよく分かる。他方で、企業と従業員の関係では、企業内党组织は対政府との関係では従業員の代表として、対従業員との関係では経営者としてふるまうが故に、企業党委員会が「家の当主」の座を職・工代表大会へ譲ったとはいえ、工場党委員会自身は職・工代表大会の常設機関の工場委員会メンバーを兼任し、党指導部と指導機関が一体化したのであるから、企業管理機構の民主改革の内実は結局のところストレート直接指導からかくれた転換し、民主的な形式下での形を変えた党指導の貫徹ということにならないだろうか。

第四に、「動態的労働管理」(中心は「廠内労働市場」、「全員契約化管理」)と「構造賃金制」は「宝钢」の要員水準を1988年の3.5万人から96年の1.1万人に引き下げ、粗鋼生産能力を300万t強から800万t強に引き上げた強烈的な合理化である。これ

だけの合理化を「労働条件の切り下げを伴わない水平移動」でおこなうことができるのか、にわかには信じがたい。制度変更の内容そのものが労働者の身分や既得権益を大きく侵害する流動化であるからである。これがさしたる抵抗もなしに導入されるとすれば、「上から」の合理化・統制に対する一般の従業員の規制力・抵抗力は大したものではない。著者は一般労働者の対応と流動化の実態についてはふれていないが、そこにこそ中国における労働者階級の質をはかる内実があると思われる。ここに迫ってこそ労働・分配過程を機軸に据えた労使関係分析の意義も全うされると思われる。中国において労働者階級はいかなる意味で「主人公」なのか、中国の「社会主義」とは何か、改めて問われなければならない。

最後に方法論上の問題として、労働力の流動化や労働市場が未展開で、国有企業労働者そのものが特権的階級であるという条件下で、国有企業の生産・分配過程およびそこでの労働者が企業の経営や国家と企業との関係にいかなる規制力を持つかを分析するには、その前提として特殊歴史的に規定された労働者階級が存在状況、とりわけ国有企業の従業員の特権的性格を明確にする必要がある。請負契約という政府と個別企業のバーゲニング段階から「現代企業制度」樹立段階へという全面的市場経済への移行期における労働力流動化のあり方、労働市場の広さと深さおよびそこでの労使関係の質的、段階的違いという問題でもある。なお、細かいことを言えば、倍数計算が多くの個所で中国方式になっている。

(御茶の水書房 2000年2月刊・8200円)

(ざま こういち・桜美林大学)

書 評

伍賀一道著

『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』

松丸 和夫

本書は、これまで日本の不安定就業問題に正面から取りくんできた著者が、前作『現代資本主義と不安定就業問題』（お茶の水書房・1988年）から10年を経て集成した書であり、学術的価値が高く、実践的含意に富んだ力作である。それは、序章と終章を含めて12の章からなる本文359ページとあとがき及び参考文献一覧に邦文184点・欧文（英語・独語・スウェーデン語）76点が収録された構成となっている。

1990年代は、先進資本主義諸国の間で、規制緩和と雇用の弾力化が進められたが、著者は「その具体的な形態は国によって一様ではない」（本書11ページ、以下ページのみ）点に着目し、日本の雇用の弾力化と規制緩和の特徴を明らかにするためにイギリス・スウェーデン・ドイツの現地調査にもとづく比較分析がなされていることも本書の意義を高めている。

豊富な資料と重厚な組み立ての本書は、しかし構造的失業問題の解決という著者の先鋭な問題意識に貫かれており、それは序章の「雇用の弾力化と規制緩和政策は今日の構造的失業を解決することにはならず、むしろ新たな矛盾をつくりだしている。労働者保護と国民経済の安定を考えるならば、規制緩和政策に固執することなく、逆に多国籍企業の活動に対する規制と国際労働基準の引き上げこそが求められている」（11ページ）という視点に明示されている。

本書の構成は、序章「構造的失業と雇用の弾力化、規制緩和」、第1章「『労働市場の二重構造』から『雇用の弾力化』へ：戦後日本の雇用管理と雇用・失業政策の歴史的展開」、第2章「雇用の弾力化、労働市場の国際化と外国人労働者問題：バブル経済下の労働市場の変容」、第3章「今日の雇用の弾力化と労働分野の規制緩和」、第4章「労働者派遣事業の展開と

今日の派遣労働」、第5章「民営職業紹介事業の規制緩和」、第6章「職業紹介事業と情報ネットワーク」、第7章「イギリスにおける雇用の弾力化と労働者派遣・民営職業紹介事業」、第8章「ドイツにおける民営職業紹介事業の規制緩和と労働者派遣事業」、第9章「スウェーデンにおける労働者派遣・民営職業紹介事業の規制緩和」、第10章「ILO条約改正と労働者派遣・民営職業紹介事業」、終章「規制緩和か、労働基準の引き上げか」となっている。

序章では、「構造的失業」を雇用の弾力化、規制緩和政策の基底的概念として用い、労働基準の規制緩和や労働市場における「部分就労者」の活用、雇用のジャストインタイム・システムの構築といった先進資本主義国の財界や政府の基本戦略により、労使関係の個別化（集团的労働関係や労働組合機能の解体）が押し進められようとしていることが警告されている。

第1章では、第2次大戦後の雇用・失業政策の歴史において、「労働市場の二重構造」認識を内包して出発した公的職業紹介事業や失業政策が、1965年の雇用審議会答申第7号までは、「不安定な雇用形態の改善」を明言していたにもかかわらず、「社外工制度」の公認に始まり、その後1970年代の「雇用対策基本計画」から不安定な雇用形態の改善という政策目標が姿を消失していったプロセスを明らかにしている。そして1980年代の規制緩和論による派遣労働などの不安定雇用も、「働く側」の希望に応じている、という考え方を批判している。

第2章では1987年後半に立ち上がった日本のバブル経済のもとで、一方で日本の巨大企業を中心とするアジア諸国への資本進出による低賃金労働力の活用と、他方での外国人労働者の国内労働市場への編入過程が進んだことが詳細に叙述されている。外国人労働者は90年代後半になっても微増傾向にあり、彼らの多くは「間接雇用」下で働き、企業の雇用調整の対象とされ、「非正規労働市場のなかの下層に位置しながら、非正規労働市場の肥大化を加速している」（55ページ）と述べている。

第3章は、雇用の弾力化と規制緩和の背景として、財界が「高コスト構造」の打破と国際競争力強化のために規制緩和が必要との大合唱を続けてきた理由

を分析し、競争力低下の条件自体が多国籍企業化の「自作自演」であると批判している。「高コスト構造」の重要な原因である「円高」を生みだし、「悪魔のサイクル」に陥っているのは日本の巨大企業に他ならない。こうした財界主導の規制緩和論が、大企業によるリストラを根拠付け、正規雇用を縮小し、非正規雇用や「部分就労者」を増大させ、さらには、顕在的失業者(＝完全失業者)を戦後最悪の水準まで高めた。このような雇用危機をさらに促進する労働基準・労働市場・労使関係にかかわる規制緩和が強化されていることが批判的に検討されている。具体的には、労働時間概念を消去する「裁量労働制」の拡大、女子保護規定の撤廃、有期雇用契約の上限延長などの労働基準法の改悪、労働者派遣事業と有料職業紹介事業の規制緩和などが批判的に考察されている。

続く第4章では、労働者派遣事業の源流から派遣法の成立、それ以後の派遣労働の実態について詳細な分析がなされている。著者もいうように、労働者派遣事業の最大の問題は、「三面雇用関係(間接雇用)」にあり、「労働者を指揮命令しながらも、雇用に関する民主主義的ルールにもとづく使用者としての責任を負うことなく、それを他者(派遣元企業)に転嫁するやり方」が横行していることが問題である。著者は、派遣事業に対する新たな法制度の検討を提起したが、残念ながら現実の改定派遣法は派遣事業に対するいっそうの規制緩和を認めるものとなった。

第5章では、1997年までの日本における有料職業紹介事業の規制緩和第1段階とILO(国際労働機関、本部ジュネーブ)181号条約成立後の第2段階について多数の資料を駆使して、ホワイトカラーを中心とする民営有料職業紹介の実態と問題点を説明している。この問題は次の第6章におけるドイツ・スウェーデン・日本の公的職業紹介と情報ネットワークの比較分析をふまえた、公的職業紹介・職業相談をシステムとしての再構築の提起と関連する。情報ネットワークの利用が求職者の「セルフサービス」を可能にすることをもって、公的職業紹介・相談サービス(public employment service)の質・量ともの低下につながってはならない、と著者は警告し

ている。

第7章から9章まではイギリス、ドイツ、スウェーデンにおける労働者派遣・民営職業紹介に関する先駆的で実証的な分析である。著者は数回にわたってこれらの国を訪ね、丹念なヒアリングと資料収集によって特徴と問題点を明らかにしている。日本国内においても派遣事業や民営職業紹介事業の実態を調査することに困難がともなうなかで、これだけ包括的な研究業績が出されたことは、各国の労働市場研究者にとって、大きな励みとなるであろう。

第10章では、1997年のILO181号条約を「労働市場における民営職業紹介事業、労働者派遣事業の役割を認めつつも、同時に労働者保護の側面がより強く押し出された」(328ページ)と著者は評価している。日本の労働・雇用の規制緩和を見直していく際にILOの委員会での労働側委員の奮闘が大きな役割を果たしたことを考えると、規制緩和への対抗軸としての労働基準のグローバル・スタンダード確立の努力が強く求められている。

終章は、国民経済の存亡を忘れた多国籍企業の基本戦略としての規制緩和がいかに危険で無責任なものであるかを明らかにした上で、アメリカ、フランス、ドイツ、そして日本の規制緩和、雇用の弾力化に対する抵抗運動の高揚が紹介されている。そして今後のたたかひの方向を示すものとして、著者は、1、労働基準の引き上げ、2、公共職業紹介事業の意義の再確認、3、解雇規制、公的雇用創出、4、国民経済、地域経済保全の視点を上げている。

学術的価値と実践的含意をあわせもつ本書が、規制緩和の大波に果敢と立ち向かおうとする運動家や研究者、市民に広く読まれることを期待したい。

(大月書店・1999年2月刊・8,000円)

(まつまる かずお・理事・中央大学)

新刊紹介



戸木田嘉久著

21世紀の労働運動を考える基礎学習文献 「労働組合の原点」

著者の前書きにあるとおり本書は「労働運動」誌に99年のほぼ1年にわたり連載された「入門講座＝労働組合——過去・現在・未来」に大幅な加筆・改訂・補強とともにおおくの注釈と資料や写真を加えて一冊にまとめられたものである。連載の表題からもわかるように本書が科学的社会主義の労働組合論であるマルクスの「労働組合——その過去・現在・未来」(巻末にその全文が掲載されているが本書ではわずか2ページ)をテキストとしつつ、日本の労働組合運動の歴史と現状を簡潔に要約しつつそのさらなる発展方向の検討にあてられている。

内容は序章の「いまなぜ、古典から労働組合論を学ぶのか」から第10章の「日本の労働組合——その現在・未来」までマルクスとともにエンゲルス・レーニンなどによる労働組合論が豊富に引用され科学的社会主義にもとづく合法的発展が解明されが、その内容は第1章から第8章までに適切で簡潔な表題で区分され展開される。とりわけ第5章制度的要求闘争、第7章経済闘争と政治闘争は今日の日本の労働組合運動との関連で深く読み取るべき内容である。

日本の労働組合の過去・現在・未来を論じる第9章・第10章は筆者が1940年代後半から民間研究機関や大学の研究者として活躍しつつ、つい最近まで労働総研代表理事として三井三池大争議や国鉄分割民営化など日本の労働組合運動が直面した重要問題と直接・間接にかかわり、たたかう労働者を支援するために奮闘してきた立場からの経験と教訓が生かされている。

現在、日本の労働組合は組織率低下や青年層の組合離れとともに社会的影響力の希薄化など重大な問題に直面しているが、市場原理至上主義による独占

資本と追従する政治の攻撃の結果にほかならない。しかし、急速に進む労働者の労働と生活悪化は職場・地域とともに労働戦線の枠を越えた要求実現の運動に変化をもたらしている。

日本の労働組合運動の転換期である21世紀初頭にあたり、本書が主題とする科学的社会主義にもとづく労働組合論が幹部活動家の理論学習とともに、青年層の基礎学習にも活用することができるだろう。日本における強力な労働組合運動再構築の土台造りとなる学習テキストとしての購読と活用を期待したい。

(草島和幸・くさじま かずゆき・労働総研事務局長)

浅井春夫著

「新自由主義と非福祉国家への道 社会福祉基礎構造改革のねらいとゆくえ」

政府は今年に入って相次いで、社会保障制度の今後の在り方についてまとめ発表している。7月には税制調査会「中間答申」で財政の在り方を、9月には社会保障制度審議会「新しい世紀に向けた社会保障(意見書)」、10月には「21世紀の社会保障構造の在り方を考える有識者会議『21世紀に向けての社会保障(案)』」では、国民の給付抑制と負担増を押しつけ、一方で国庫負担の削減と規制緩和による市場化路線を打ち出している。

このように、政府は21世紀を前に社会保障の構造的再編の方向をあらゆる機会をとらえて打ち出している。そして国会では、審議と与党の数の力でごり押しし、国民にその内容を明らかにしないまま悪法を次々に成立させている。

6月にあけび書房より出版された浅井春夫著「新自由主義と非福祉国家への道 社会福祉基礎構造改革のねらいとゆくえ」は、この間の政府の社会保障構造改革路線をていねいに説き明かしている。政府・財界がねらう介護保険・高齢者医療制度・年金制度の総合的「改革」について、「根本を学ぶ絶好のテキスト」として是非ご活用いただければと思う。

本書は、社会福祉基礎構造改革がわが国を非福祉国家へ変質させる「改革」であり、その背景である新自由主義＝新古典派経済学の理念と考え方、具体

的な政策の表れ方について批判的に検討している。主な内容を紹介する。

第1章「社会福祉をどうとらえるか」では、戦後の社会福祉の到達点と考え方について基本的な視点で提示している。第2章「新自由主義の福祉政策とはなにか」は、新自由主義の理論の問題点とその具体的展開をアメリカの例等で紹介している。第3章「介護保険と福祉のビジネス化」では、介護保険と高齢者福祉政策が「買う福祉」への大転換を図っていることを実際の経緯のなかで論述している。第4章「社会福祉法はなにをどう変えるのか」では、6月に施行された「社会福祉法」の名称変更の意味していること、具体的な法律「改正」の問題点、市場原理の本質、そして今後の運動上の課題にふれている。そして第5章「新自由主義と社会福祉実践のゆくえ」では、直接入所契約制度、支援費支給システム、市場原理の導入がいかに社会福祉実践をゆがめ、非人間化していくことになるかを問題提起している。資料も参照できる内容となっている。

(あけび書房 1400円)

(石川芳子・いしかわ よしこ・全労連国民運動局次長)

細川 汀著

「かけがえのない生命よ」

～労災職業病・日本縦断～

「働く者のいのちと健康を守る全国センター」を結成する上で山田信也先生、渡部真也先生と共に大きな役割を果たしていただいた細川汀先生とは、著書や論文などを拝見したり、電話で話したことはありましたが、今年の9月まで一度もお会いできませんでした。初めて京都で行なった全国センターの「VDT作業基準検討プロジェクト」に西山勝夫先生と共に病を押して参加して下さった細川先生は、これまでの業績や初対面を感じさせない、参加メンバーと同じ仲間と言った感じで適格な助言をして下さいました。

細川先生の最近の著書「かけがえのない生命よ」(労災職業病・日本縦断)を読ませてもらい、改めて先生の労働者・働く者への深い愛情と信頼、働く者の「かけがえのない生命」をないがしろにする経営

者や政府に対する怒り、そして働く者と一緒に研究し闘ってこられた強さとロマンを感じさせられました。

最近の「東海村臨海事故」「JRコンクリート塊落下事故」から始まる本書では、1960年代の炭鉱などでの大事故の教訓が生かされていない点への鋭い批判など、現在の問題と対比しながらこれまで先生が取り組んでこられた課題との共通する教訓や課題を明らかにされています。また、副題の「労災職業病・日本縦断」にも現されているように、学生時代の京都から始まり大阪、四国、東北、北海道、中国、九州など、文字通り「日本縦断」して、現場に行き、労働者と一緒に調査・分析し、政策化してきた各地の足跡が記されています。

同時に本書は、労災・職業病のわかり易いガイドンス本にもなっています。

頸肩腕障害、腰痛、白ろう病、じん肺、VDT作業による健康障害、振動病、チェッカー病、過労死などの解説と共に、タクシー、看護婦、山林労働者、教師、電気労働者、電話交換手、保母、鉱山、化学工場などの職業・職場と職業病、労働災害との関わりが解明されていますが、とりわけ頸肩腕障害、「保母病」「電話交換手病」の部分に多くのページが割かれ、運動面の教訓も示されています。

九州電力労働者の健康障害調査の時、「コンクリートの電柱に10メートル登ってみたらすごい風だ。足がふるえてきてどうにもならなくなって途中から降りてしまった」には驚かされましたが、国鉄労働者の健康と職場を調査するため、自ら機関車やトンネルに出かけ、タクシー、保母、電話交換手などたえず職場、現場に行き、直接見て(診て)、聞いて、体験して調査・分析し、労働者と一緒に政策、要求をつくり、運動してきた細川先生の生き方を通して私たちへの熱いメッセージが伝わってきます。

(池田 寛・いけだ ひろし全労連・企画局長、働くもののいのちと健康を守る全国センター・事務局長)

編集後記

巻頭の米田論文は当研究所の「政治経済動向研究部会」報告に加筆したものだが、こうした試みが他の研究部会からも登場する期待が込められている。特集の三論文は小渕内閣から森内閣へと引き継がれた「社会保障構造改革」有識者会議での議論を踏まえつつ、焦点である年金・医療・介護にしばって運動と研究の最先端で活躍する筆者による力のこもった内容である。とりわけ年金における401K型財確定拠出年金導入をめぐる労使交渉など春闘に役立つものである。

本号で注目してほしいのは「国内・国際動向」の三つの報告である。それぞれが今日的運動が直面するテーマだが、ただの解説や動向の紹介ではない。2年前に導入されたイギリスの全国一率最低賃金制によるパート労働者の賃金アップなど格差縮小効果や残され課題提起が注目される。また「見える手—社会開発に責任を負う」なる国連報告は多国籍企業の規制が主題でありその概要がわかる。なお次号では報告の一部を翻訳と解説を掲載が予定されている。

新世紀への移行は時の流れの必然だが、今世紀の連続でいいはずはない。人権と民主主義と平和が確かなる変革の世紀とするさらなる奮闘を誓い合いたいものだ。

(K・K)

季刊 労働総研クォーターリー No.40 (2000年冬季号)
2000年12月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.ijjnet.or.jp/c-pro/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

『労働総研クォーターリー』通信用紙

「労働総研クォーターリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。
FAX・郵送いづれでも結構です。

《送り先》 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403

電話03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

お名まえ	所 属	連 絡 先

(切りとり線)

*なお、ご意見を掲載させていただく場合もありますので、匿名希望の方は右の□内に○をして下さい。

匿名希望	
------	--

21世紀を地方自治の時代に。自治体の政策に強くなる

自治体の公共性と民間委託

二宮厚美著

自治体はどんな仕事をすれば公共性があるといえるのか。どこまでを公務員が担うべきか。難解な課題を解き明かす。

定価(本体1500円+税)

公立保育所の民営化

どこが問題か

保育行財政研究会編

定価(本体952円+税)

各地で公立保育所そのものを廃止し、民間社会福祉法人等に委託する動きがある。民営化の背景と、安くなるという経済効果を検証。

改正地方自治法を超えて

白藤博行・自治体問題研究所編

定価(本体1500円+税)

改正自治法のもとで自治体の仕事は何かかわるのか。財政・社会保障・都市計画・廃棄物処理・社会教育・平和などの分野で問題解決の糸口を探る。

学校給食が

子どもと地域を育てる

竹下登志成著

定価(本体1300円+税)

農家・農協・農業委員会と教育委員会など関係者の参加で実現した、地域の食料を使う学校給食。それは子どもと地域経済を変える。

教育基本法改正を読む

現代日本の教育改革

教育の私事化と公共性の再編

井深雄二著

定価(本体1900円+税)

教育改革国民会議にみられる、大国主義的・新自由主義的教育改革は、日本の教育をどこに導くか。教育の「私事化」を批判して、公共性の再建を提言する。

ちよつと待て 市町村合併

三橋良十明・自治体問題研究所編

定価(本体1500円+税)

各都道府県で作成中の市町村合併推進要綱や、交付税削減などの動きを解説。東京・あきる野市、仙台市などの事例から問題点をさぐる。

改訂版 市町村合併

まちの将来は住民が決める

中西啓之著

定価(本体1400円+税)

昨年の合併特例法改正にも論及し、市町村合併を住民の視点で解説。

21世紀にむかって「まいどおきに」

安藤宣夫・八幡一秀・竹下登志成著

定価(本体952円+税)

平成不況にまけない商店街、京都・西新堀会商店街の元気を探る。

地域・自治体運動のための

インターネット入門

黒田 充著

定価(本体1600円+税)

自治体のホームページはどうあるべきか。地域運動のための情報とは。

プラスチックゴミの危うさ

安東 毅著

定価(本体1200円+税)

なぜダイオキシンがでるのか。埋立ては安全か。処理を考えた製品か。

しのびよる財政破綻

重森 晴・都市財政研究会編著

定価(本体1600円+税)

大阪・堺市一〇都市を事例に、税収動向・歳出の分析とともに、地域分析を行う。都市財政危機の原因を探り、打開の道を提言。

子ども時代を拓く学童保育

大阪学童保育連絡協議会編著

定価(本体1600円+税)

放課後児童健全育成事業として法制化された、全国2万カ所の学童保育に求められる役割と、指導員の専門性とは何か。

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.41 Autumn Issue

Contents

A view on the Economy

Yasuhiko Yoneda

Special Articles : Cut in Social Services and Worsening Living Conditions of Workers

- * Adverse Revision of the Pension System and 401K Hirokazu Shoji
- * Aims and Outline of the Planned Adverse Revision of the Medical Insurance System
Yasutaka Ainoya
- * Workers, the Aged and the Nursing Care Industry Calling for the
Revision of the Nursing Care Insurance Toshitsugu Yamamoto

Information at Home and Abroad

- * Good News, But Problems Yet Remain Tstomu Uwagawa
- * "Visible Hands, Taking Responsibilities for Social Development" Tadao Miyamae
- * Democratic Use of the "Basic Policy on Measures for the Equal Employment Opportunity"
Akiko Otsuka

Book Review :

- * "*Management and Industrial Relations of China's State-run Enterprises*" by Li Jiesheng
Koichi Zama
- * "*Employment Flexibility and Staffing and Placement Services*" by Kazumichi Goga
Kazuo Matsumaru

Introduction of New Publications :

- * "*The Starting Point of Trade Unions*" by Yoshihisa Tokida Kazuyuki Kusajima
- * "*A way toward Neo-liberalism and Non-Welfare State : Purpose and Direction of the Planned
Basic Structural Reform of Social Welfare*" by Haruo Asai Yoshiko Ishikawa
- * "*The Invaluable Life*" by Migiwa Hosokawa Hiroshi Ikeda

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403
3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo41 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)